栃木県困難な問題を抱える女性への支援及び
ＤＶ防止等基本計画（素案）

令和９(2027)年　月

栃木県

＜目　次＞

第１章　困難な問題を抱える女性及びDV被害者等への支援に関する基本的な方針
１　基本的な考え方
(1) 計画策定の趣旨
(2) 計画の位置づけ
(3) 計画における施策の対象者
(4) 計画の期間
２　現状及び課題
(1) 現状
(2) 課題
３　基本目標
４　計画に関する評価と公表
第２章　困難な問題を抱える女性及びDV被害者等への支援並びにDV防止等に係る施策内容に関する事項
１　困難な問題を抱える女性及びDV被害者等への支援
(1) アウトリーチ等による早期の把握
(2) 居場所の提供
(3) 相談支援
(4) 一時保護
(5) 被害回復支援
(6) 生活の場を共にすることによる支援（生活支援・権利回復支援）
(7) 同伴児童等への支援
(8) 自立支援
(9) アフターケア
(10) 再発防止
２　支援体制の充実
(1) 三機関の連携体制
(2) 支援調整会議及びDV防止対策ネットワーク会議
(3) 民間団体との連携体制
(4) 関係機関との連携体制
(5) 人材育成・研修
３　DV被害等未然防止及び困難な問題を抱える女性への理解促進
(1) 教育・啓発
(2) 調査研究等の推進
第３章　その他重要事項
１　基本計画の見直し
第４章　資料編
１　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
２　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

第１章　困難な問題を抱える女性及びDV被害者等への支援に関する基本的な方針

１　基本的な考え方

（１）計画策定の趣旨

近年、女性を取り巻く問題は、配偶者からの暴力（以下「DV」※）、性犯罪・性暴力被害、生活困窮、家庭関係の破綻、精神疾患、障害、社会的孤立など、多様化・複雑化しており、複合的な困難を抱える女性への包括的な支援が求められています。

平成13（2001）年４月、DVに係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、ＤＶの防止及び被害者の保護を図ることを目的として「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13(2001)年法律第31号。以下、「DV防止法」という。）が制定されました。

本県では、平成16(2004)年のＤＶ防止法の改正により、都道府県に基本計画の策定が義務付けられたことを受け、「栃木県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」（以下「ＤＶ防止等基本計画」）を策定し、その後の法改正や国の基本方針の改定等を踏まえながら見直しを行い、現在は第４次改定版（令和４(2022)年３月改定）に基づきＤＶの防止及び被害者支援に取り組んでいます。

また、女性をめぐる課題の多様化・複雑化を背景として、令和６(2024)年４月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和４(2022)年法律第52号。以下「困難女性支援法」）が施行されたことを受け、本県では令和６(2024)年３月に「栃木県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」（以下「困難女性支援計画」）を策定し、困難な問題を抱える女性への支援施策を総合的に推進してきました。

しかしながら、困難な問題を抱える女性への支援とＤＶ被害者等支援は、当事者が抱える課題や支援機関に共通する部分が多くあります。例えば、生活困窮や精神的な課題、家庭関係の問題、ＤＶ被害など複数の困難が重なり合うケースも少なくありません。そのため、本人の状況に応じた切れ目のない支援を実施するには、両施策を一体的に推進し、関係機関が相互に連携を図りながら支援を進めることが重要です。

そこで本計画は、「困難女性支援法」に基づく「困難女性支援計画」と、「ＤＶ防止法」に基づく「ＤＶ防止等基本計画」を統合し、困難な問題を抱える女性及びＤＶ被害者等（以下「支援対象者」）への支援施策を総合的かつ一体的に推進するための計画として策定するものです。

本計画に基づき、関係機関・団体が連携し、支援対象者の早期把握から相談支援、一時保護、自立支援、再発防止まで切れ目のない支援体制の充実を図るとともに、一人ひとりの意思を尊重しながら必要な支援を確実に届けることにより、女性の福祉の増進と自立の促進を図ります。また、ＤＶをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会の実現を目指します。

※　「配偶者」及び「配偶者からの暴力」の定義はDV防止法に準じます。DVには身体的暴力に限らず、精神的・経済的・性的暴力など、心身に被害を及ぼすあらゆる行為が含まれます。
　また、婚姻届を提出していないいわゆる「事実婚」関係や離婚後（事実婚の方が事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）の関係、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても、本計画においては対象に含みます。

（２）計画の位置づけ

困難女性支援法第８条第１項及び DV 防止法第２条の３第１項に基づく都道府県基本計画です。

また、とちぎ男女共同参画プラン(６期計画)(令和８(2026)年度～令和 12(2030)年度)との整合性を図りながら、栃木県における困難な問題を抱える女性への支援及び DV 被害者等支援の施策を一体的に推進するため、その方向性や取組を総合的に示すものです。

さらに、本計画は、人権が尊重される社会の実現や暴力の根絶をめざしており、平成 27(2015)年に国連で採択された SDGs（持続可能な開発目標）のゴール５「ジェンダー平等を実現しよう」及びゴール 16「平和と公正をすべての人に」などと理念を共有するものです。

（３）計画における施策の対象者

ア　困難女性支援法第２条に定義される、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）とし、「女性」には、性自認が女性であるトランスジェンダーである人を含みます。

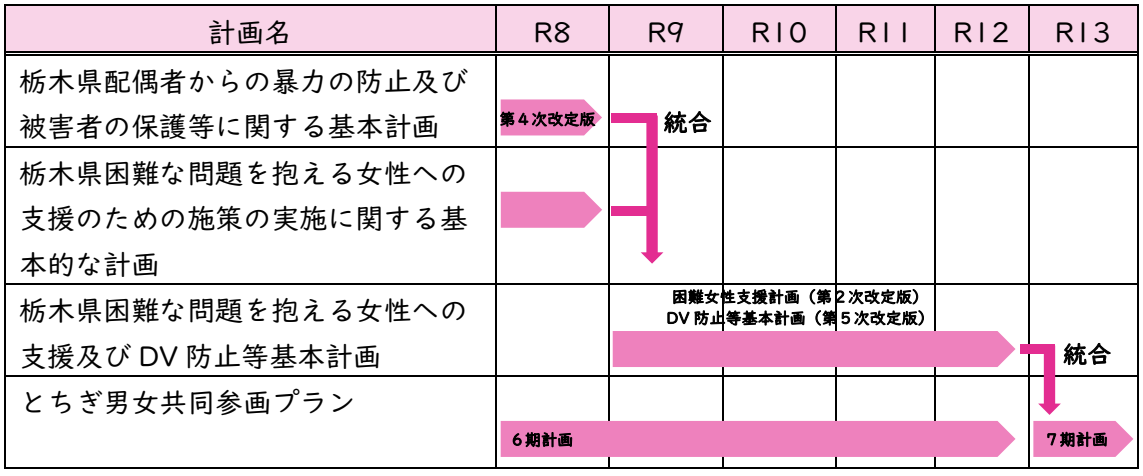
イ　DV 防止法第１条に定義される DV 被害者とし、性別を問わず対象となります。

ウ　性犯罪・性暴力による被害を受けた者とし、性別を問わず対象となります。

（４）計画の期間

令和９(2027)年度から令和 12(2030)年度までの４年間を計画期間とします。

なお、法その他の関係法令に改正があった場合は、必要に応じて計画を見直すこととします。



2　現状及び課題

（１）現状

ア　女性相談支援センターの状況

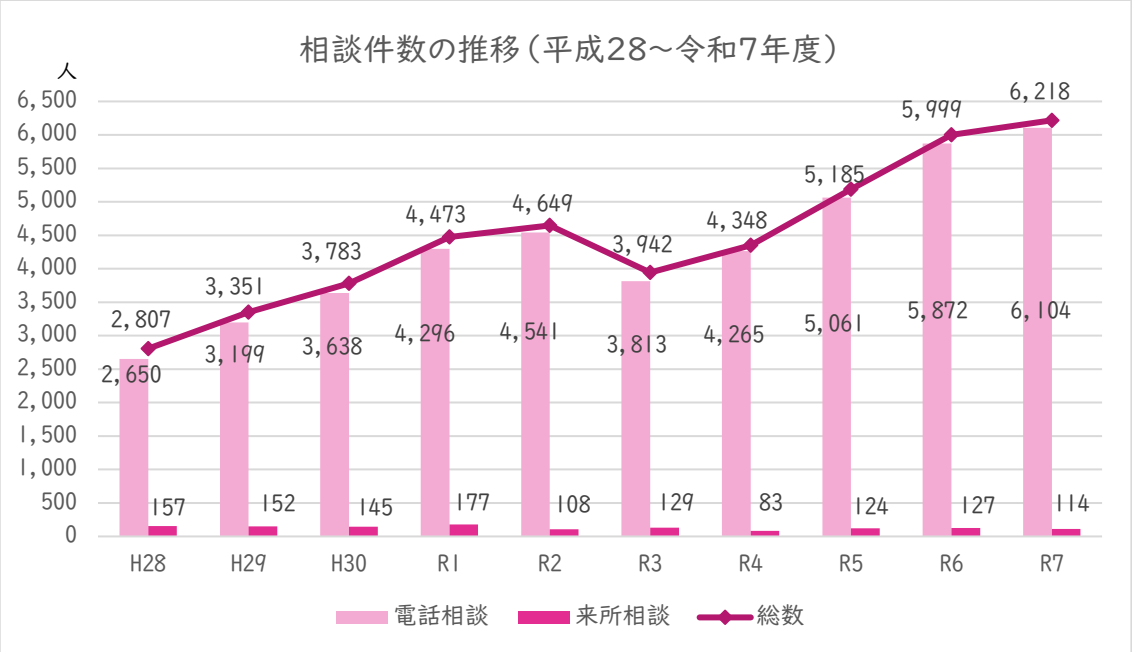
困難女性支援法第９条に基づく女性相談支援センターは、令和７(2025)年４月１日現在、全国に 50 か所設置（滋賀県は２か所、徳島県は３か所）されています。また、女性相談支援センターは DV 防止法第３条に基づく配偶者暴力相談支援センターとしての役割も担っています。本県では、令和８(2026)年４月１日現在、女性相談支援センターをとちぎ男女共同参画センターに１か所設置しています。

（ア）相談支援の状況

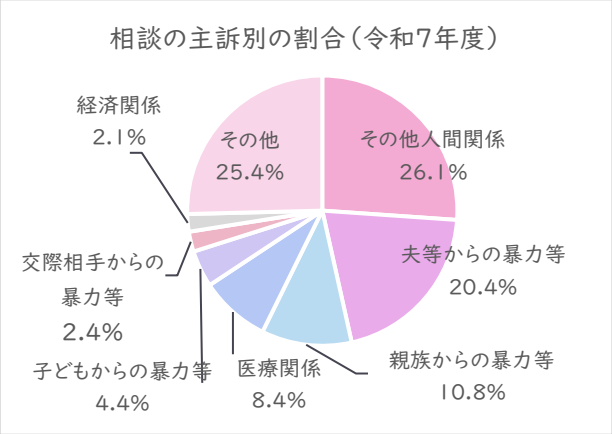
本県の女性相談支援センターにおける、令和７(2025)年度の電話相談は 6,104 件、来所相談は 114 件であり、主訴として最も多いのはその他人間関係に関するもので、全体の 26.1％（1,624 件）を占めています。次いで多いのは、夫等（内縁関係を含む）からの暴力や離婚問題など、夫等に関する相談で、全体の 20.4％（1,266 件）となっています。

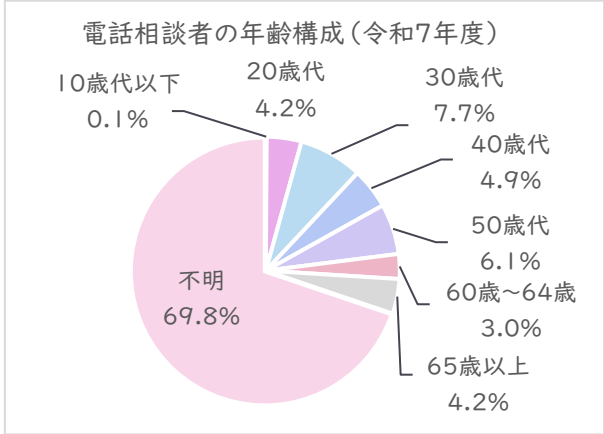
電話相談では氏名、住所、年齢が明らかになっていない相談がほとんどですが、申出により把握できた相談者の年齢構成は、最も多い年代が 30 歳代の 7.7％（470 件）で、次いで 50 歳代の 6.1％（373 件）でした。また、夜間（17～20 時）の電話相談は 307 件でした。

総相談件数は、年度ごとに増減はあるものの、全体として増加傾向にあります。令和５(2023)年度以降は 5,000 件を超え、令和７(2025)年度には 6,000 件に達しており、近年は特に増加が顕著となっています。



出典：栃木県「とちぎ男女共同参画センター事業実施報告書」



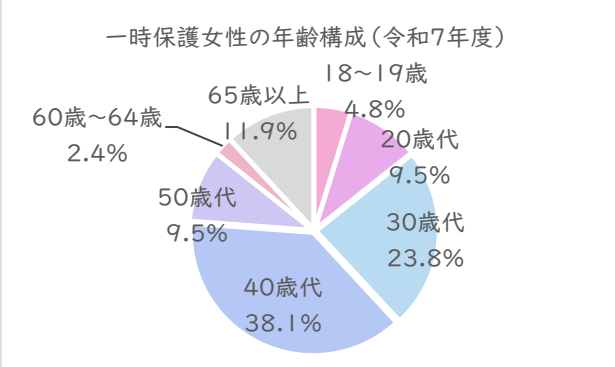


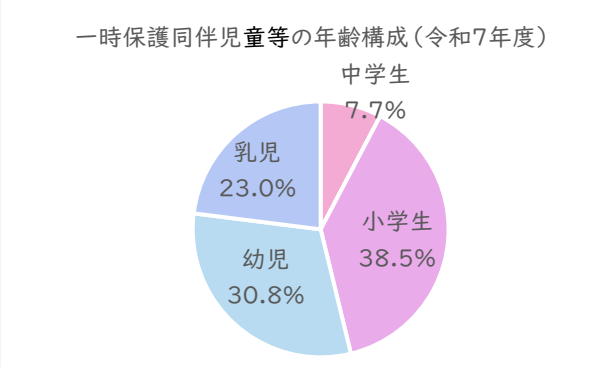
出典：栃木県「とちぎ男女共同参画センター事業実施報告書」

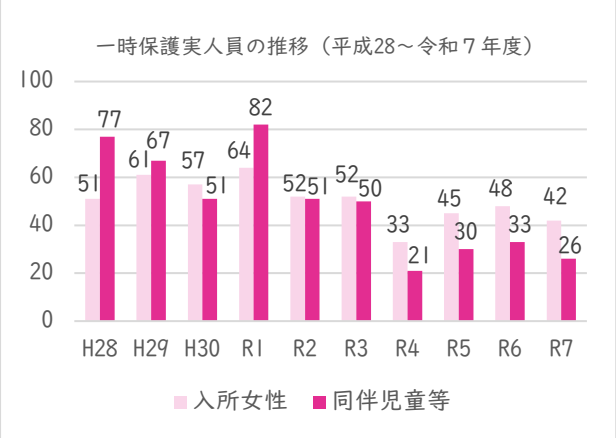
（イ）一時保護の状況

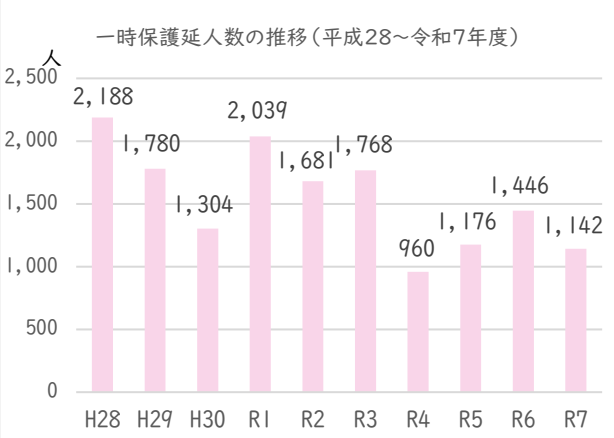
令和７(2025)年度に一時保護された女性は 42 人（うち委託：11 人)、その同伴児童等は 26 人（うち委託：16 人）になっています。外国人の一時保護者は４人でした。

一時保護された女性の保護理由の内訳は、夫等からの暴力が 29 件、帰住先なしが８件、こどもからの暴力が３件、親からの暴力が２件で、年代は 30 歳代が 23.8%（10 人)、40 歳代が 38.1%（16 人）で全体の 61.9%（26 人）を占めています。また、同伴児童等については、小学生が最も多く 38.5%（10 人）でした。









出典：栃木県「とちぎ男女共同参画センター事業実施報告書」

（ウ）専門相談の状況

女性相談支援センターでは、女性のための一般相談やＤＶ相談をはじめ、法律相談、DV 法律相談、カウンセリングルーム、男性のための電話相談など、多様な相談窓口を設置し、相談内容に応じた支援を行っています。

令和７(2025)年度の相談件数は、法律相談 66 件、DV 法律相談 22 件、カウンセリング 36 件、男性のための電話相談 144 件となっています。

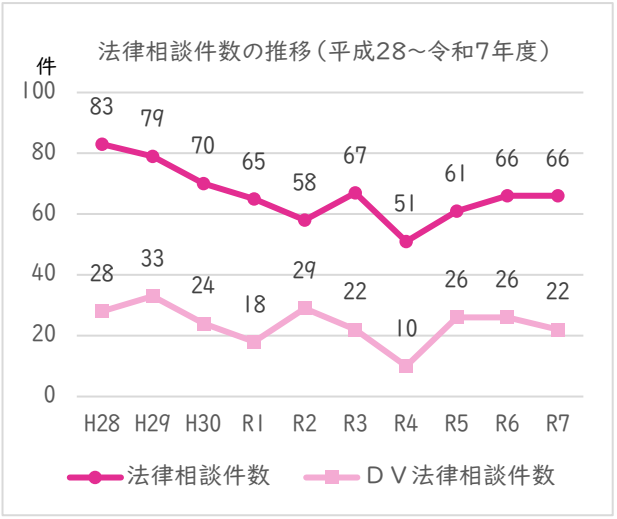
また、令和６(2024)年度からは、特に若年女性の利用を想定し、SNS を通じて気軽に相談できる窓口を開設しており、令和７(2025)年度の SNS 相談件数は 273 件でした。

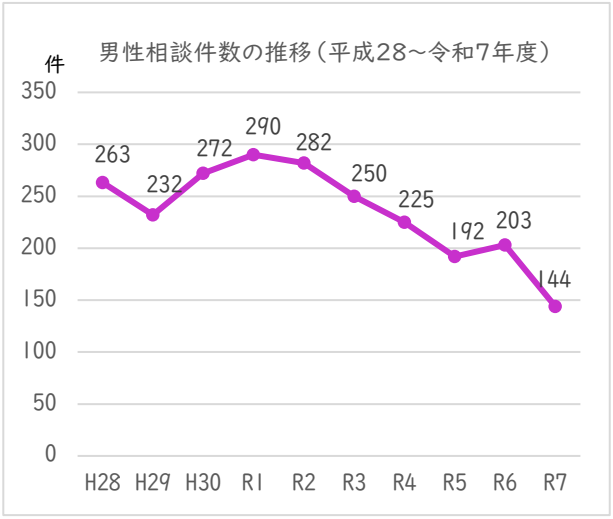
〇カウンセリングルーム相談（令和６(2024)年度～）

年度	令和６年度	令和７年度
回数	42 件	36 件

〇困難な問題を抱える女性のための SNS 相談（令和６(2024)年度～）

年度	令和６年度	令和７年度
回数	118 件	273 件



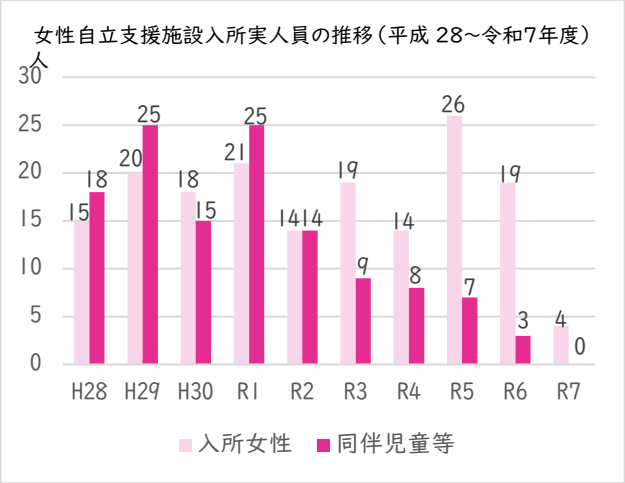


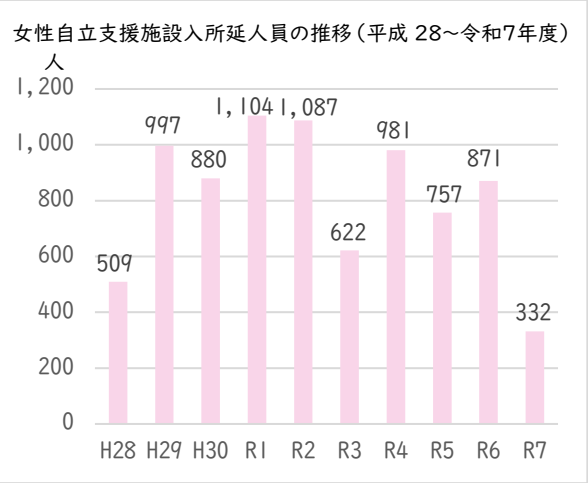
出典：栃木県「とちぎ男女共同参画センター事業実施報告書」

イ　女性自立支援施設の状況

困難女性支援法第 12 条に基づく女性自立支援施設は、令和７(2025)年４月１日現在、全国に 47 か所設置されており、８県では未設置となっています。本県では、令和８(2026)年４月１日現在、女性自立支援施設を１か所設置しています。

本県の女性自立支援施設における令和７(2025)年度の入所者数は４人で、同伴児童等はいませんでした。入所者一人当たりの平均入所日数は 83.0 日となっています。入所理由の内訳は、夫等からの暴力が３人、帰住先なしが１人でした。また、年齢構成は 20 歳代が１人、40 歳代が２人、65 歳以上が１人となっています。





出典：栃木県「とちぎ男女共同参画センター事業実施報告書」

ウ　女性相談支援員の状況

（ア）配置の状況

令和７(2025)年４月１日現在、全国では 1,769 人の女性相談支援員が配置されており、このうち都道府県（義務設置）が委嘱する相談支援員は 494 人、市町村（市町村：努力義務）が委嘱する相談支援員は 1,275 人となっています。

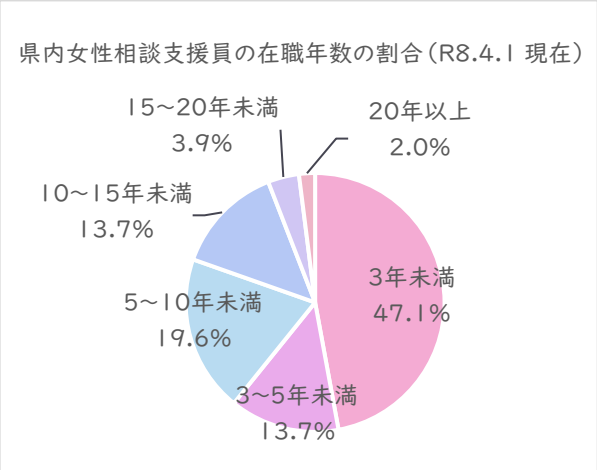
本県では、知事が委嘱する女性相談支援員が 12 人、市長が委嘱する女性相談支援員が 39 人配置されています。女性相談支援員の配置率は、全国では市区の 57.1%であるのに対し、本県では全市に配置されており、配置率は 100%となっています。

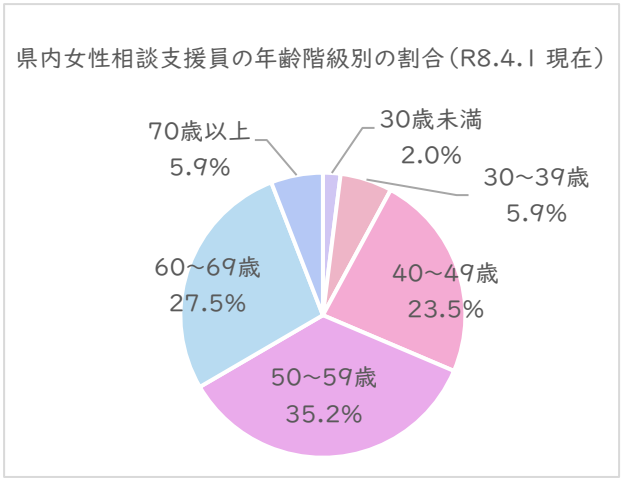
女性相談支援員の在職年数をみると、全国では在職年数３年未満の相談支援員の割合が、都道府県で 42.1%、市町村で 40.8%となっています。一方、本県では、在職年数３年未満の相談支援員の割合は県で 25.0%（３人）、市で 53.8%（21 人）、県全体で 47.1%（24 人）となっています。また、年齢構成については、県全体で 50 歳以上の相談支援員が 68.6%（35 人）を占めています。

＜女性相談支援員の配置状況＞

配置数			配置所属等
県内の女性相談支援員数※		51 人	
内訳	県女性相談支援員数	12 人	とちぎ男女共同参画センター、県東・県南・県北健康福祉センター
	市女性相談支援員数	39 人	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市

※母子・父子自立支援員兼務者含む。



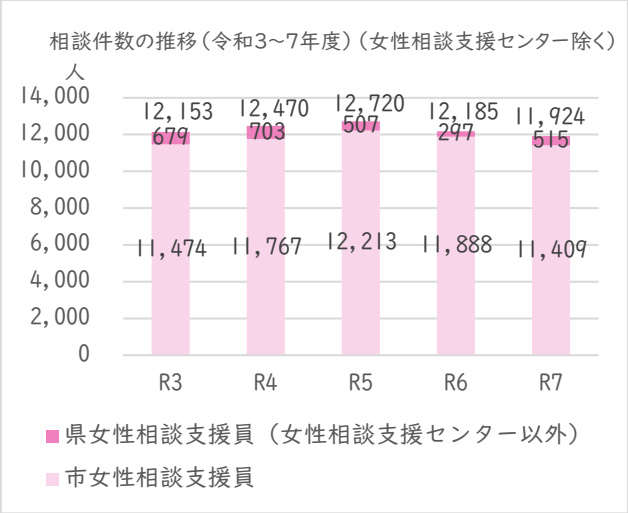


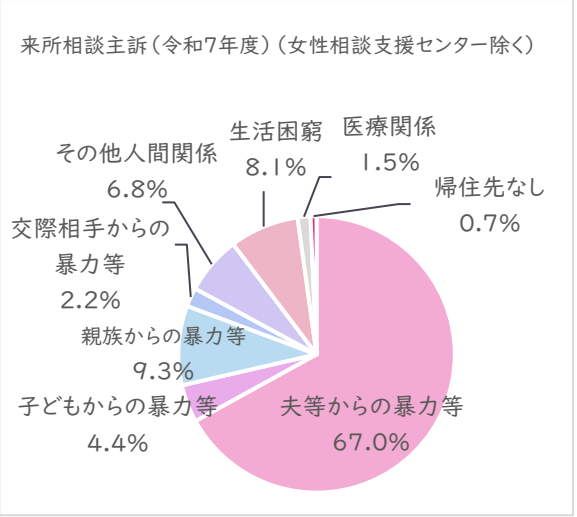
出典：厚生労働省「女性支援事業実施状況報告」

（イ）健康福祉センター及び各市の相談状況

広域健康福祉センター（県東・県南・県北）及び市における、令和７(2025)年度の電話相談や来所相談等の合計相談件数は 11,924 件であり、来所相談の主訴として最も多いのは、夫等からの暴力で全体の 67.0%（641 件）を占めます。

相談件数は、令和３(2021)年度の 12,153 件から令和５(2023)年度の 12,720 件まで増加し、その後も年間おおむね 12,000 件前後の高水準で推移しています。





出典：厚生労働省「女性支援事業実施状況報告」

エ　DV の相談件数等の状況

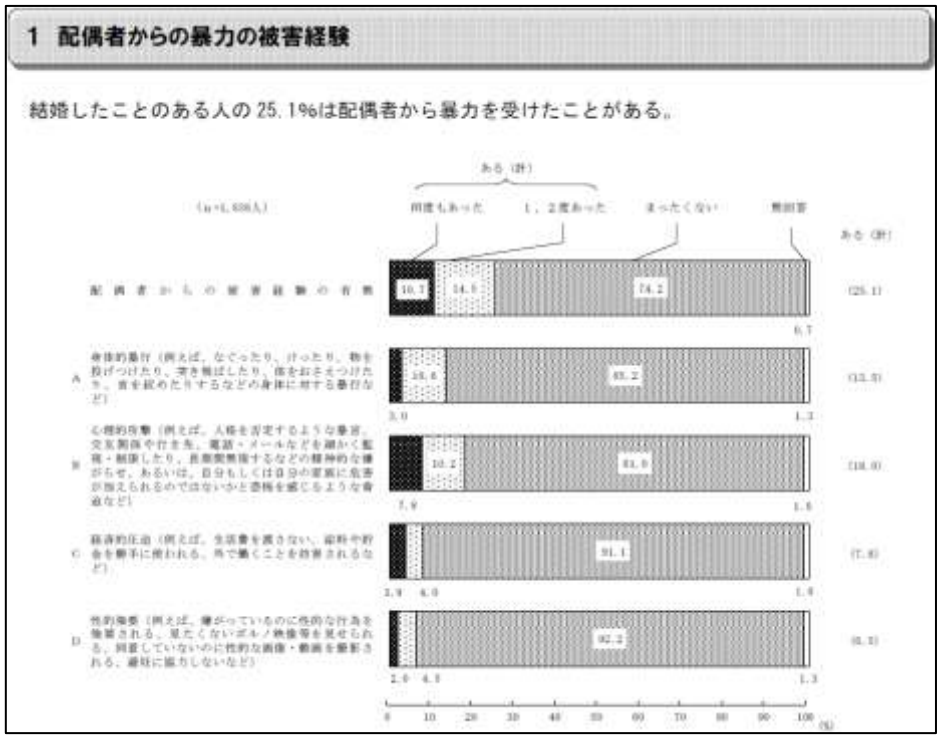
（ア）DV（デート DV 含む）被害の現状

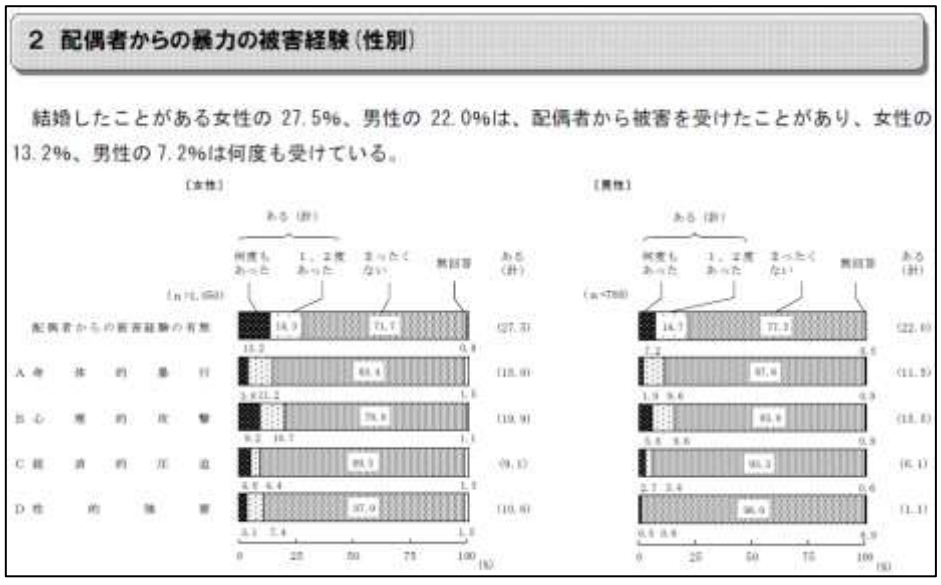
内閣府の「男女間における暴力に関する調査」（令和６(2024)年３月）によると、結婚したことのある人のうち、25.1%が配偶者から暴力を受けたことがあると回答しています。性別では、女性が 27.5%、男性が 22.0%となっており、女性のほうが高い割合となっています。

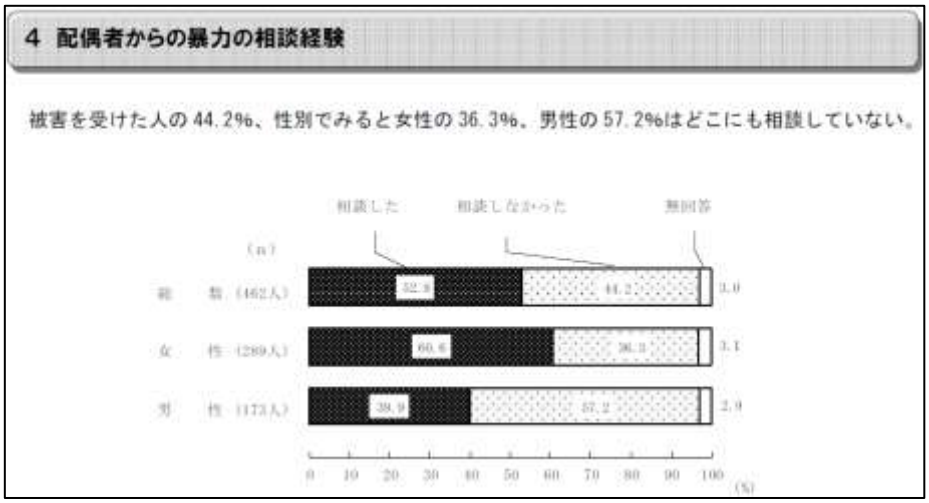
また、DV の被害内容を「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」に分類すると、心理的攻撃による被害が 18.0%と最も高く、DV 被害の中でも精神的な暴力が広くみられる状況となっています。

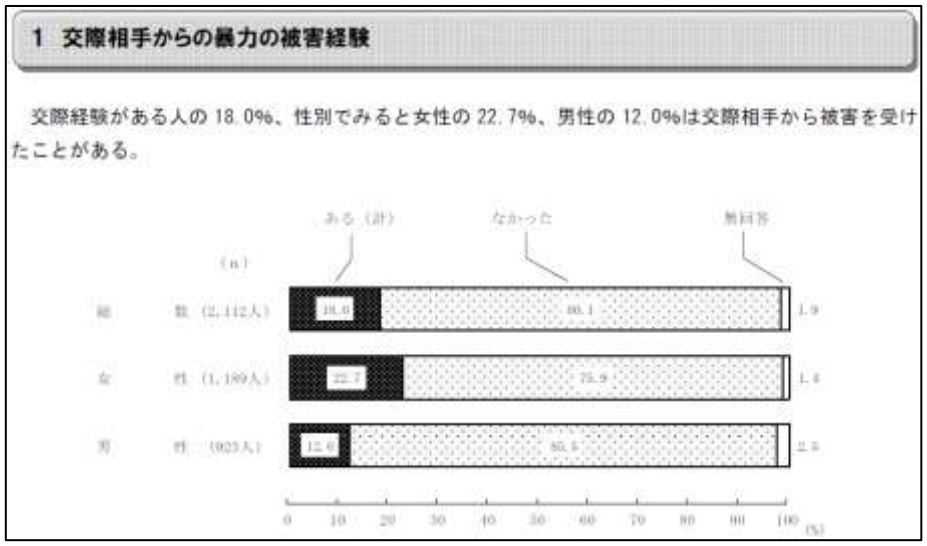
なお、交際相手からの暴力であるいわゆる「デート DV」については、女性の 22.7%、男性の 12.0%が被害を受けたことがあると回答しています。

一方で、DV の被害を受けた人のうち、44.2%はどこにも相談していないと回答しています。性別でみると、相談していない人の割合は女性が 36.3%、男性が 57.2%となっており、特に男性は被害を相談しにくい状況がうかがえます。









出典：内閣府「男女間における暴力に関する調査（令和５年度調査）」

（イ）配偶者暴力相談支援センター等の設置状況

DV 防止法第３条に基づく配偶者暴力相談支援センターは、令和８(2026)年７月１日現在、全国に 327 か所設置されており、このうち 155 か所は市町村が設置しています。

本県では、令和８(2026)年４月１日現在、とちぎ男女共同参画センターが県の配偶者暴力相談支援センターとしての役割を担っており、他には宇都宮市、日光市、小山市、栃木市の４市が、それぞれ配偶者暴力相談支援センターを設置しています。

なお、内閣府では、令和２(2020)年４月から「DV 相談＋（プラス）」を開設しており、電話やチャット相談等に対応しています。

（ウ）配偶者暴力相談支援センター等への相談状況

全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は、令和２(2020)

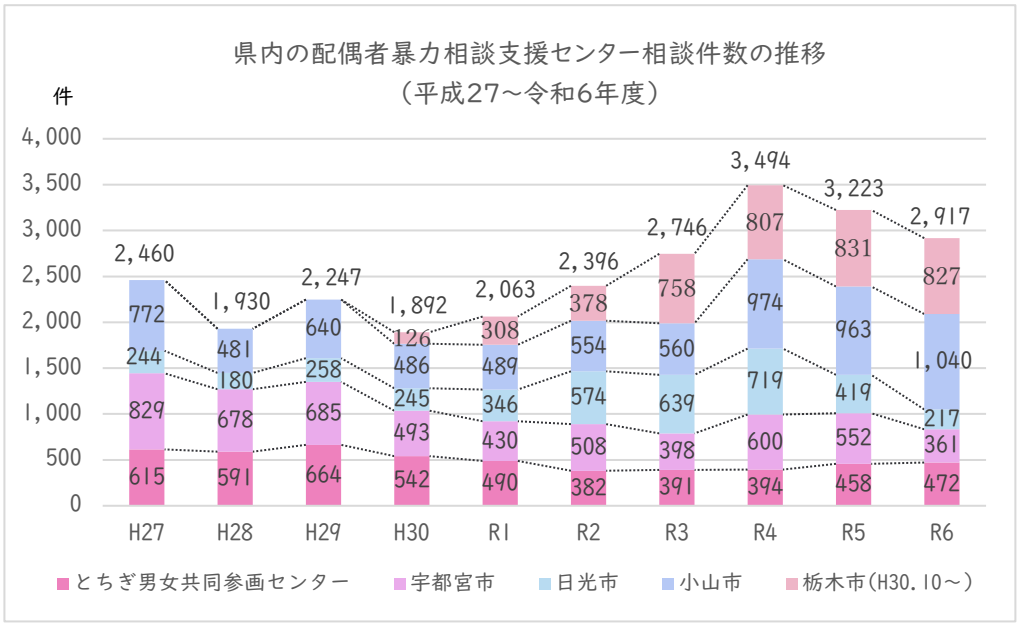
年度に過去最多となった後も高い水準で推移しており、令和６(2024)年度は127,796件となっています。

また、内閣府の「DV相談＋（プラス）」における令和６(2024)年度の相談対応件数は45,858件でした。

県内の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、令和２(2020)年度以降は増加傾向が顕著となり、令和４(2022)年度には過去最多となりました。令和６(2024)年度は2,917件となり、ピーク時からは減少したものの、依然として高い水準にあります。



出典：内閣府「令和７年度配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数調査」

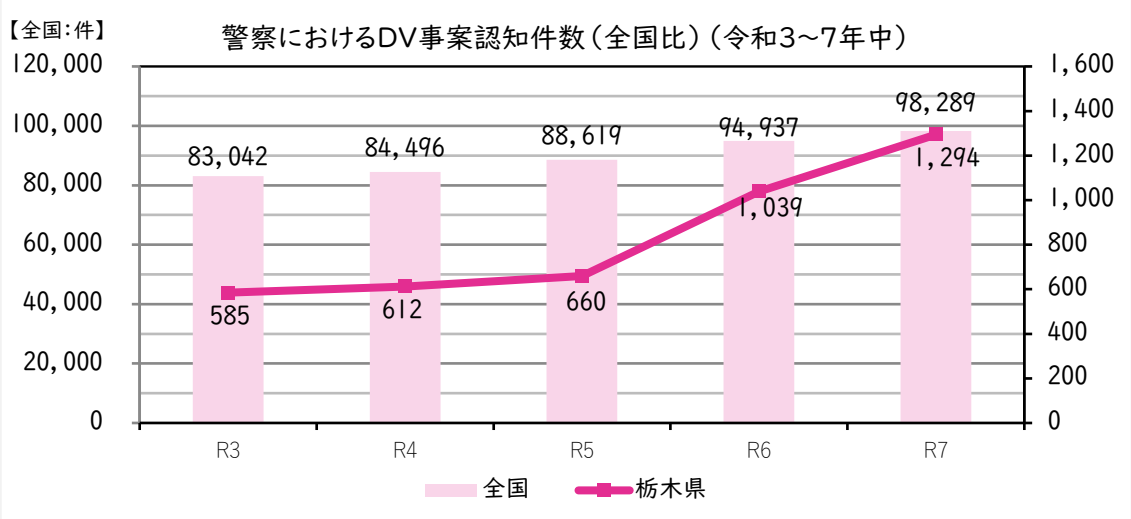


出典：栃木県「とちぎ男女共同参画センター調べ」

（エ）警察における対応の状況

警察における DV 事案の認知件数は、全国・栃木県ともに増加傾向が続いています。特に栃木県では、令和３(2021)年の 585 件から令和７(2025)年は 1,294 件へと大幅に増加しています。令和７(2025)年中の DV 対応状況は、検挙件数が 79 件で前年比 17 件減少しました。また、保護命令の申立件数は 34 件、保護命令決定件数は 19 件で、決定件数は前年比５件減少しています。

なお、令和７(2025)年中に、面前 DV を理由として警察から児童相談所へ通告された児童数は、全国で 52,719 人となっています。



出典：警察庁「令和７年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応」
出典：栃木県警察「栃木県警察における DV 対応状況（令和７年中）」

オ　性犯罪性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの状況

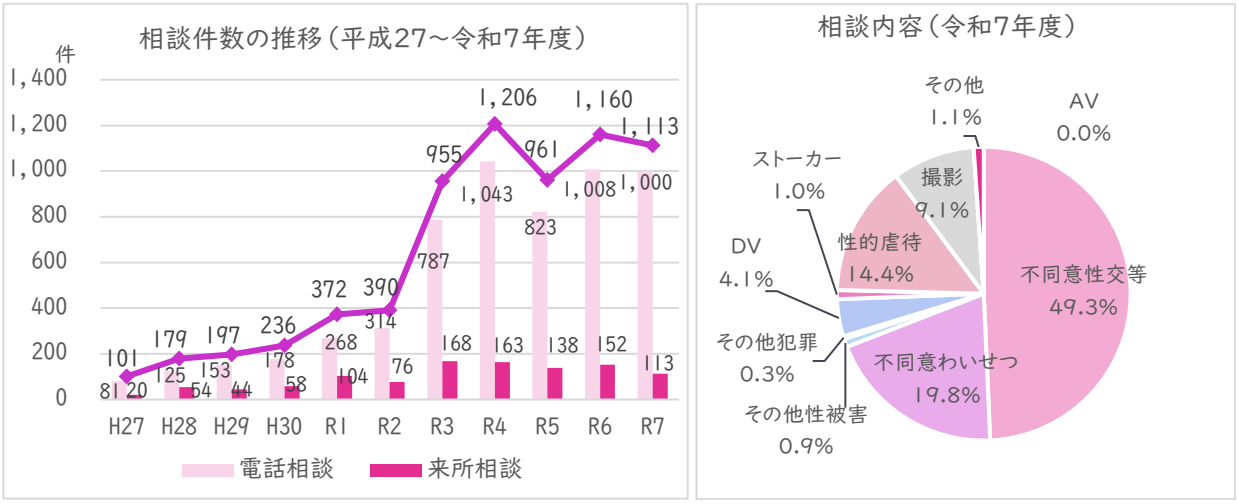
性犯罪性暴力被害者のためのワンストップ支援センターは、令和８(2026)年４月１日現在、全国に 52 か所設置されています。

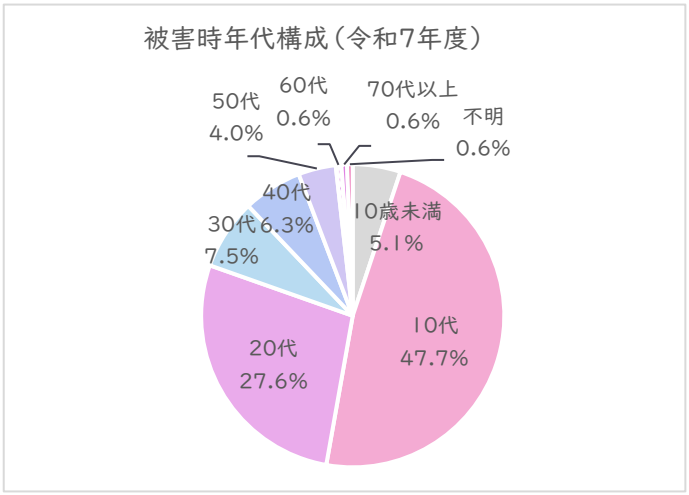
本県では、令和８(2026)年４月１日現在、とちぎ性暴力被害者サポートセンター（以下「とちエール」という。）として、済生会宇都宮病院内に１か所設置しています。

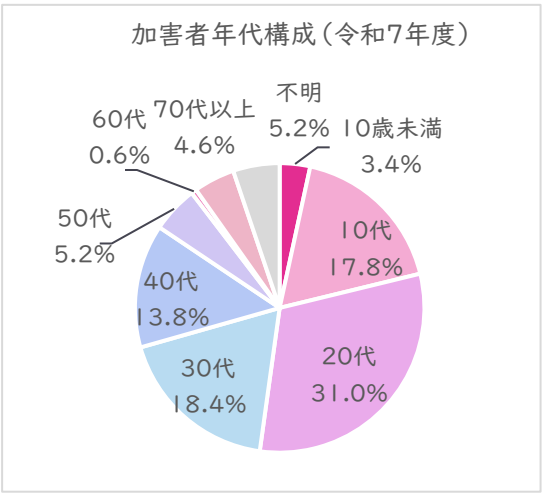
とちエールにおける令和７(2025)年度の相談件数は、電話相談が 1,000 件、来所相談が 113 件であり、平成 27(2015)年度の設置以降、令和３(2021)年度以降に大きく増加し、近年では年間 1,000 件前後の高い水準で推移しています。相談内容では、不同意性交等が 49.3%、不同意わいせつが 19.8%を占め、両者で全体の７割近くとなっています。このほか、DV や性的虐待の相談も寄せられており、近年は、若年層を中心にＳＮＳを通じた被害の相談も増加傾向にあります。

令和７(2025)年度における被害者の年代別では、10 代以下が約半数を占め、10 代と 20 代を合わせると全体の８割以上となるなど、若年層の被害が多くみられます。若年層の相談については、被害当時は性暴力と認識できず、後に相談へつながるケースや、ＳＮＳを介した被害が目立つといった特徴があります。また、相談全

体の約１割は男性からの相談です。加害者の年代別では、10 代が 17.8%を占めており、若年層の加害者も少なくありません。また、加害者と被害者の関係を見ると、９割以上が面識のある相手によるもので、家族、知人・友人、交際相手、学校関係者などが多くを占めています。







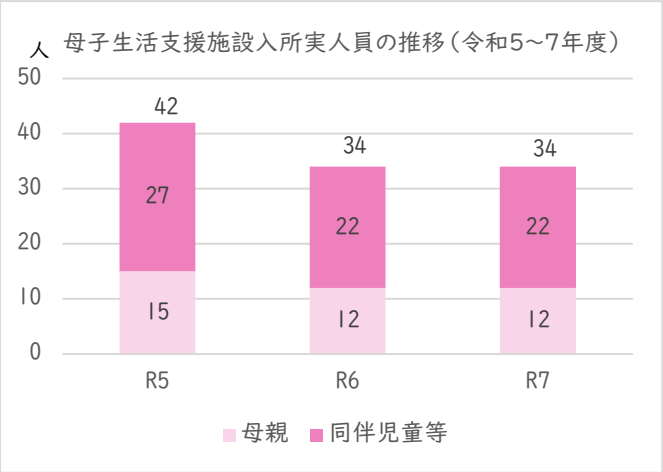
出典：栃木県「とちエール相談件数集計表」

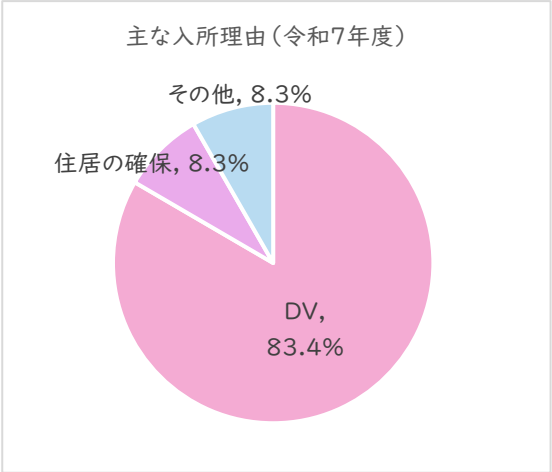
カ　母子生活支援施設の状況

児童福祉法第 38 条に基づく母子生活支援施設は、令和８(2026)年４月１日現在、県内に２か所設けられています。

母子生活支援施設は、母親と子どもを入所させ保護するとともに、自立に向けた支援を行う施設です。ＤＶ被害者をはじめ、生活困窮や家庭関係の問題、精神的な課題など様々な困難を抱える母子を対象に、生活の場を提供し、生活相談や就労支援、子育て支援、関係機関との調整などを通じて、母子一人ひとりの状況や意思を尊重しながら自立に向けた包括的な支援を実施しています。

令和７(2025)年度の入所者数は 34 人で、その内訳は母親 12 人、同伴児童等 22 人でした。入所理由では DV による入所が全体の 83.4%を占めています。平均入所期間は 4.9 年でした。





出典：栃木県「母子生活支援施設の入所者状況調査票」

（備考）
1.県内2か所の母子生活支援施設における各年度の新規入所者数（母親）の状況です。
2.入所理由については、複数の課題を抱える場合もあるため、主たる理由により分類しています。

キ　県と連携して困難な問題を抱える女性やDV被害者等支援を実施している民間団体の活動状況

県内で県と連携しながら困難な問題を抱える女性やDV被害者等への支援に取り組む民間団体は、令和８(2026)年６月１日現在、認定特定非営利活動法人ウイメンズハウスとちぎ、特定非営利活動法人そらいろコアラ、特定非営利活動法人キャリアコーチの３団体があります。

これらの団体は、DVや性暴力被害、生活困窮や帰住先なしなどの困難な問題を抱える女性に対し、アウトリーチ支援や相談支援を行うなど、それぞれの特性を活かした支援活動を実施しています。

（ア）認定特定非営利活動法人ウイメンズハウスとちぎ

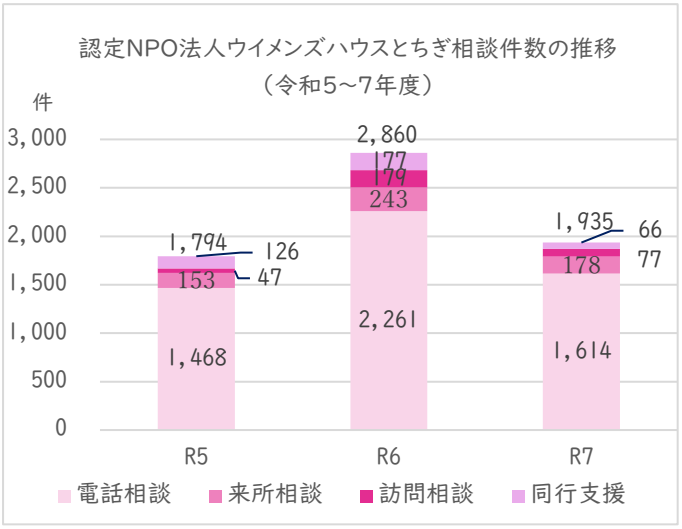
認定特定非営利活動法人ウイメンズハウスとちぎは、平成８(1996)年に県内初の民間DVシェルターを開設したボランティア団体を前身とし、全国的にも早い時期からDV被害女性への支援活動に取り組んできました。現在は、DVや性暴力の被害を受けた女性等に対し、相談支援、カウンセリング、自助グループのほか、出張セミナーや研修などの啓発活動を実施しており、DV被害女性等の回復と自立に向けた支援を行っています。

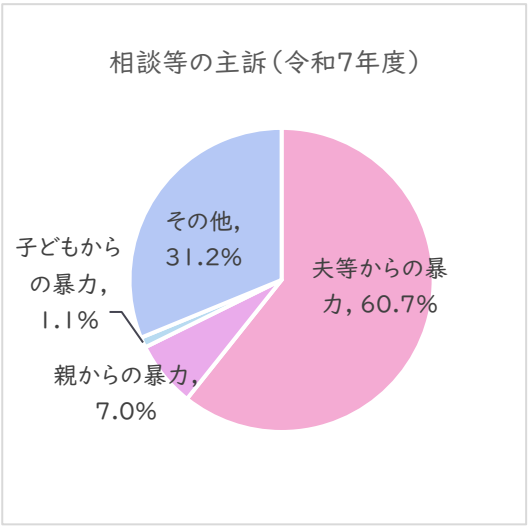
当該団体の令和7(2025)年度の相談等件数は1,935件で、内訳は電話相談1,614件、来所相談178件、訪問相談77件、同行支援66件でした。主訴別では、夫等からの暴力（離婚問題を含む。）に関する相談が1,174件と最も多く、全体の60.7%を占めています。なお、相談等には、本人からの相談に加え、他の関係機関からの相談や連絡も多く含まれています。

また、令和８(2026)年度からは、県と連携し、困難な問題を抱える女性を対象に、外出やスマートフォン利用等の行動制限のないステップハウスを一定期間提供するとともに、生活支援、就労支援、カウンセリング等による中長期的な自

立支援を実施しています。

なお、当該団体は、困難な問題を抱える女性やDV被害者等への支援に関して、県をはじめ県内の複数市町と連携して支援を行っています。





出典：栃木県「民間団体の相談件数及び保護（入居）件数調査票」

（イ）特定非営利活動法人そらいろコアラ

特定非営利活動法人そらいろコアラは、「誰もが健康で安全に安心して生活できる社会」、「子どもの人権を守り、虐待とその連鎖を止める」を理念として活動する団体であり、行政や医療機関など多職種連携による、妊娠・出産・子育て期にある女性や子ども等への支援を行っています。

主な活動として、無料LINE相談「コアLINE」の運営や、妊産婦・親子の居場所づくり事業「そらいろポケット」のほか、訪問支援、物資提供、子ども食堂、親子向け体験イベントなどに取り組んでいます。

令和８(2026)年度からは、県と連携し、県南地域において女性が気軽に利用できる日中の居場所「星空カフェ」を開設し、相談支援や関係機関への同行・つなぎ支援等を実施することで、困難な問題を抱える女性への支援の充実を図っています。

（ウ）特定非営利活動法人キャリアコーチ

特定非営利活動法人キャリアコーチは、若者の就労支援をはじめ、保育園事業、放課後児童健全育成事業、生活困窮者学習支援事業、子どもの居場所づくりなど、子どもや若者の成長を支える幅広い事業を実施している団体です。市から放課後児童クラブ事業等の委託事業のほか、自主事業として、定期的に子ども食堂「あおぞら食堂」を開催しており、地域の子どもや保護者が安心して集える場所の提供を通じて、孤立の防止や見守り、地域とのつながりづくりを実施しています。

令和８(2026)年度からは、県と連携し、県北地域において女性が気軽に利用できる日中の居場所「レオナ女性の居場所」を開設し、相談支援や関係機関への

同行・つなぎ支援等を実施することで、困難な問題を抱える女性への支援の充実を図っています。

ク　市町の困難な問題を抱える女性やDV被害者等への支援状況

（ア）相談窓口の設置状況及び相談内容について

県内全ての市町において、困難な問題を抱える女性やDV被害者等を対象とした相談窓口が設置されています。また、宇都宮市、日光市、小山市及び栃木市の４市では、配偶者暴力相談支援センターを設置し、専門的な相談支援を実施しています。

さらに、困難女性支援法施行後の相談状況や支援上の課題等について市町にアンケートを実施したところ、相談内容の複雑化・多様化が進んでおり、具体的には、精神疾患、生活困窮、家族関係の問題、高齢者支援など、複数の課題が重なったケースへの対応が増加しているとの回答がありました。

また、市町からは、「これまで支援につながりにくかった女性が相談支援につながるようになった」、「関係機関からの紹介による相談が増加した」などの意見も寄せられています。これは、困難女性支援法の施行により、女性支援の担当部署や相談窓口が明確化されたことで、支援が必要な女性を適切な相談先につなげやすくなったことによるものと考えられます。一方で、相談者が抱える課題の複雑化に伴い、関係機関との連携強化や専門的知識を持つ人材の確保が課題として挙げられており、今後はよりきめ細かな支援体制の整備が求められています。

（イ）困難女性支援計画及びDV基本計画の策定状況

令和８(2026)年６月現在の市町における関連計画の策定状況は下表のとおりです。なお、困難女性支援法及びＤＶ防止法では、市町村に対し、基本計画の策定が努力義務とされています。

策定状況	困難女性支援計画	ＤＶ防止基本計画
策　定　済　み	８市３町	２５市町
策　定　予　定	５市２町	－
策定予定なし	１市６町	－

出典：厚生労働省「女性支援事業実施状況報告」

ケ　とちぎネットアンケートの結果

令和８(2026)年５月 12 日から 25 日まで、「困難な問題を抱える女性への支援」に関する県民アンケートをインターネットで実施したところ、調査対象者 706 名のうち 433 名から回答があり、回答率は 61.3%でした。

（ア）相談窓口の認知度

問１の「困難な問題を抱える女性の支援相談窓口として以下の相談機関（窓口）を知っていますか。」との設問に対し、「はい」（知っている）と回答した人は 152 人で回答者全体（433 人）の 35.1%でした。一方、「いいえ」（いずれも知らない）と回答した人は 281 人（64.9%）であり、相談窓口の認知度は約３割にとどまりました。

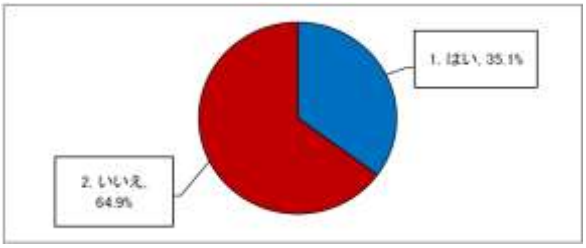
また、「はい」（知っている）と回答した人（152 人）について、各相談機関（窓口）の認知状況を見ると、最も認知度が高かったのは「栃木県女性相談支援センター（とちぎ男女共同参画センター（パルティ）相談ルーム）」で 81.6%（124 人）でした。次いで、「市町の福祉相談窓口（市の福祉事務所を含む。）」が 55.3%（84 人）、「栃木県配偶者暴力相談支援センター（とちぎ男女共同参画センター（パルティ）相談ルーム）」が 53.3%（81 人）となりました。

問１　あなたは、困難な問題を抱える女性の支援相談窓口として、以下の相談機関（窓口）を知っていますか。

※「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性及びその他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で抱える困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）をいいます。

（１つ回答）

	構成比	回答数
１　はい	35.1%	152
２　いいえ	64.9%	281
	（n = 433）	



＜選択肢の相談機関（窓口）＞
① 困難を抱える女性 LINE 相談@とちぎ
② 栃木県女性相談支援センター（とちぎ男女共同参画センター（パルティ）相談ルーム）
③ 栃木県配偶者暴力相談支援センター（とちぎ男女共同参画センター（パルティ）相談ルーム）
④ 地域の配偶者暴力相談支援センター（宇都宮市、栃木市、小山市、日光市にあります。）
⑤ 市町の福祉相談窓口（市の福祉事務所を含む。）
⑥ とちぎ性暴力被害者サポートセンター（とちエール）
⑦ 警察の性犯罪被害相談電話（#8103）
⑧ にんしん SOS とちぎ
⑨ 県の健康福祉センター

＜参考：令和５(2023)年度及び令和８(2026)年度相談窓口認知度結果比較＞

問１　あなたは、困難な問題を抱える女性の支援相談窓口として以下の相談機関（窓口）を知っていますか。	R5		R8	
	構成比	回答数	構成比	回答数
１　はい	74.3%	274	35.1%	152
２　いいえ	25.7%	95	64.9%	281
	（n＝369）		（n＝433）	

出典：栃木県「令和５(2023)年度第４回とちぎネットアンケート結果
出典：栃木県「令和８(2026)年度第２回とちぎネットアンケート結果

（イ）困難な問題の経験等の有無及びその内容

問４の「あなた自身もしくは身近な女性で、女性であることを理由として、困難な問題を経験したり、見聞きしたことがありますか。」との設問に対し、「ある」と回答した人は 129 人で、回答者全体（433 人）の 29.8%でした。一方、「経験したり、見聞きしたことはない」と回答した人は 70.2%（304 人）で、

約３割の人が、自身又は身近な女性において、女性であることを理由とした困難な問題を経験又は見聞きしたことがあると回答しています。

また、「ある」と回答した人（129 人）について、経験又は見聞きした困難な問題の内容を見ると、「配偶者や元配偶者、交際相手からの暴力・暴言」が 51.9%（67 人）で最も多く、次いで「学校や職場での人間関係のトラブルやハラスメント被害」が 48.8%（63 人）、「貧困・経済的困窮」が 38.0%（49 人）となりました。

（ウ）相談窓口の利用状況

問４で「困難な問題を経験又は見聞きしたことがある」（129 人）と回答した人のうち、「相談した」と回答した人は 38.0%（49 人）、「相談したことがない又は相談したかどうか分からない」と回答した人は 62.0%（80 人）でした。

相談した 49 人の相談先については、「公的機関（国、県、市町、地元の警察）の窓口」が 49.0%（24 人）、「公的機関以外の相談先」が 51.0%（25 人）となり、公的機関以外の相談先を利用した人がわずかに多い結果となりました。

また、公的機関以外の相談先としては、「家族」が 60.0%（15 人）で最も多く、次いで「友人・知人」が 56.0%（14 人）、「学校の教師やカウンセラー、職場の上司・同僚・相談担当者など」が 32.0%（8 人）となりました。

公的機関以外の相談先を利用した人に対し、公的機関の相談窓口を利用しなかった理由を尋ねたところ、「存在を知らなかった」が 20.0%（5 人）で最も多く、次いで「知らない人（公的機関）にプライベートなことを話すのは抵抗がある」が 16.0%（4 人）、「公的機関に相談しても何の解決にもならないと感じる」及び「他に相談する人がいるため」がそれぞれ 12.0%（3 人）となりました。

一方、「相談したことはない又は相談したかどうか分からない」と回答した人（80 人）にその理由を尋ねたところ、相談窓口の「存在を知らなかった」が 25.0%（20 人）で最も多く、次いで「知らない人（公的機関）にプライベートなことを話すのは抵抗がある」が 17.5%（14 人）、「公的機関に相談しても何の解決にもならないと感じる」及び「相談することで状況が悪化するのではないかと心配である」がそれぞれ 13.8%（11 人）となりました。

（エ）相談機関等へ望む支援内容

問 12 の「あなたは、相談機関にどのような支援を望みますか。」との設問に対し、最も多かった回答は「匿名で気軽に相談できる窓口としての支援」で 75.1%（325 人）でした。次いで、「心身の不調等に対してカウンセリングや心理的ケアを受けられる支援」が 57.3%（248 人）、「緊急時に一時的に安全を確保できる短期宿泊施設の提供（１～２泊程度）」が 52.0%（225 人）となっています。

とちぎネットアンケートの結果の詳細は県ホームページを御覧ください。▶（https://www.pref.tochigi.lg.jp/c07/system/honchou/honchou/danjokyoudousankakugyouseijouhou.html）

コ　女性相談支援員等との意見交換会の結果

県内 14 市の女性相談支援員及び県の女性相談支援員との意見交換を実施したところ、地域によって相談件数の増減は異なるものの、DV、離婚、生活困窮、精神的課題など複合的な困難を抱える女性からの相談が増加しており、継続的な支援を要するケースが増えていることが確認されました。

また、精神的 DV に関する相談の増加に加え、一時保護を希望しない方への支援、自傷行為のある方や性的マイノリティ、男性や外国籍の DV 被害者等への対応、一時保護所に代わる避難先の確保などが課題として挙げられました。

さらに、複数の課題を抱える支援対象者への対応に当たっては、関係機関・関係部署間の連携強化や役割分担の整理が必要との意見がありました。

サ　栃木県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画の達成状況

「栃木県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」では、３つの基本目標を設定し、各施策に取り組んできました。本計画の達成状況を踏まえ、引き続き、人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現に向けて困難な問題を抱える女性や DV 被害者等支援に取り組んでいきます。

基本目標		実績値
①　支援調整会議の設置市町数（令和８年度末）	県内全市町	21 市町(予定含む)※1
②　とちぎ男女共同参画センターで実施する新任相談員（女性相談支援センターの職員及び県内すべての女性相談支援員）の研修受講率※2	100%	92.9%
③　困難な問題を抱える女性等の相談窓口認知度	85%	35.1%

※1　設置等状況の詳細

■R8.6.1 現在、設置済み：６市町■R8 年度中に設置予定：15 市町

■R9 年度以降に設置：４市町

※2　数値の考え方

令和６(2024)～７(2025)年度に採用された女性相談員（令和６(2024)～８(2026)年度中の退職者を除く）が、採用後２年以内に、とちぎ男女共同参画センター新任女性相談員研修を２回（座学１回、実習１回）受講した場合、条件を満たしたものとする。

（２）課題

ア　困難な問題を抱える女性等への理解促進と DV を許さない社会づくり

DV、性犯罪・性暴力、ストーカー行為などは、個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、いかなる場合も許されるものではありません。また、困難な問題を抱える女性が直面する課題は多様化・複合化しており、その背景や置かれた状況について県民の理解を深めることが重要です。支援対象者が孤立せず、必要な支援につながるためには、県民一人ひとりが困難な問題を抱える女性への支援や DV 被害者

等への支援に関する理解を深めるとともに、被害者、加害者、傍観者にならないための教育・啓発を進める必要があります。あわせて、DV を許さない社会づくりに向け、社会全体の機運を醸成する必要があります。

イ　相談窓口の認知度向上と支援対象者の早期の把握

女性相談支援センターや関係機関の相談件数は高い水準で推移している一方で、とちぎネットアンケートでは相談窓口の認知度が 35.1％にとどまっています。また、困難な問題を経験又は見聞きした人の中には、相談につながっていない人も多くみられます。このため、支援を必要とする人が早期に相談につながるよう、相談窓口の周知を強化するとともに、SNS 相談などを含めた既存の相談窓口について、より相談しやすく、必要な支援につながりやすい環境を整備していく必要があります。

ウ　多様化・複雑化する困難に対応する支援体制の充実

DV、離婚、生活困窮、高齢、精神的課題、妊娠・出産、子育てなど、複数の困難な問題を抱える方からの相談が増加しており、その内容も複雑化しています。

また、外国籍の女性、性的マイノリティ、男性 DV 被害者など、支援を必要とする人々の状況やニーズも多様化しています。さらに、精神的 DV や経済的 DV など外部から把握されにくく、解決までに時間を要するケースもみられることから、支援対象者一人ひとりの意思や状況を尊重しながら、相談支援、一時保護、自立支援等を切れ目なくつなぐ、きめ細かな支援体制の充実が求められています。

エ　安全の確保及び一時的な避難先の拡充

支援対象者の中には、同伴児童等の通学や本人の就労継続などの事情から、一時保護を希望しない人も少なくありません。また、一時保護には至らないものの、現在の居住地から一時的に離れることが望ましいケースもあります。このため、支援対象者の安全を確保しながら、状況に応じて利用できる一時的な避難先や居場所の確保を進める必要があります。

オ　関係機関の連携強化と人材育成

支援対象者は、生活困窮、高齢、障害、精神的課題など、複数の課題を併せ持つ場合が多く、支援には福祉、保健医療、教育、警察、民間団体等の連携が不可欠です。また、支援対象者の状況に応じて、複数の関係機関が連携しながら支援を行う必要があることから、関係機関の間で支援方針や支援内容について共通認識を持ち、切れ目のない支援につなげていくことが求められています。このため、関係機関・民間団体等とのネットワークを強化するとともに、相談・支援に関わる職員の専門性の向上や人材育成を図る必要があります。

3　基本目標

困難女性支援法の目的である「人権が尊重され、女性が安心して自立した生活を送ることができる社会の実現」に寄与するとともに、DV の防止及び支援対象者の安全確保と自立支援を総合的かつ計画的に推進するため、次の 3 項目を基本目標として定めます。

基本目標	基準値	目標値
(1)　DV・性暴力等被害防止のための講座を実施した高等学校等の延べ校数（累計）	R7 年度末 53 校	R12 年度末 100 校
(2)　困難な問題を抱える女性及び DV 被害者等の相談窓口認知度	R8 年度 35.1%	R12 年度 75.0%
(3)　県と連携して女性支援や DV 被害者等支援を実施する民間団体等数	R7 年度末 3か所	R12 年度末 7か所

4　計画に関する評価と公表

本計画における基本目標の進捗状況については、「困難な問題を抱える女性及び DV 被害者等の相談窓口認知度」（以下「認知度」）を除き、「栃木県困難な問題を抱える女性支援調整会議」及び「栃木県配偶者暴力防止対策ネットワーク会議」並びに「栃木県男女共同参画審議会」において毎年度評価を行い、その結果を公表します。

なお、「認知度」については、計画の最終年度である令和 12(2030)年度に、とちぎネットアンケート等を活用して認知度を測定・評価し、その結果を公表します。

第２章　困難な問題を抱える女性及びDV被害者等への支援並びにDV防止等に係る施策内容に関する事項

Ⅰ　困難な問題を抱える女性及びDV被害者等への支援

（１）アウトリーチ等による早期の把握

・支援対象者が、できる限り早い段階で必要な支援につながることができるよう、市町、関係機関及び民間団体と連携しながら、女性相談支援センターや女性相談支援員、配偶者暴力相談支援センターをはじめとする各種相談窓口の周知を図ります。また、ホームページやSNS、リーフレット、相談窓口案内カード等を活用し、相談先に関する情報を広く発信します。

・支援対象者に関わる様々な立場の関係者（医療関係者、民生委員・児童委員、人権擁護委員、保育施設や学校等の教職員等）に対し、相談窓口及び支援制度に関する情報提供や研修、啓発を実施し、支援対象者の早期の把握を図るとともに、適切な支援の実施を推進します。

・誰もが相談しやすい環境を整備するため、電話や面接相談に加え、SNSを活用した相談機会を確保するとともに、民間団体と連携した日中の一時的な居場所づくりを推進し、支援対象者の早期の把握と継続的な支援体制の充実を図ります。

主な施策	主な関係課室
困難な問題を抱える女性やDV・性暴力被害者等のための相談窓口の啓発資材の作成及び周知	人権男女共同参画課 とちぎ男女共同参画センター
教職員を対象とした「性暴力について考える研修」の実施	人権男女共同参画課 （教）教育政策課人権教育室
養護教諭２年目研修の実施	人権男女共同参画課 （教）総合教育センター
スクールソーシャルワーカー研修の実施	人権男女共同参画課 （教）学校安全課
スクールカウンセラー研修の実施	人権男女共同参画課 （教）高校教育課
SNS相談窓口の設置（困難を抱える女性LINE相談＠とちぎ）	人権男女共同参画課
女性を対象とした日中の一時的な居場所の提供	人権男女共同参画課

（２）居場所の提供

・支援対象者の中には、行政機関への相談に心理的な抵抗を感じたり、支援制度や相談窓口の存在を知らなかったりすることにより、必要な支援につながっていない人がいます。このため、地域において支援を必要とする人の発見や相談窓口の周知に協力可能な新たな機関・団体等の掘り起こしを進めるとともに、様々な民間団体との連携・協働を推進します。

・支援者を対象としたセミナーや情報交換会の開催などを通じて民間団体相互の連携

を強化し、情報や支援ノウハウを共有することで、支援対象者が、それぞれの状況やニーズに応じた支援を受けられる環境づくりに努めます。

・困難な問題を抱える女性や性的マイノリティの人等が、一時的に安心して滞在できる宿泊可能な居場所の確保について検討を進めます。

主な施策	主な関係課室
困難な問題を抱える女性支援者等セミナーの開催	人権男女共同参画課
宿泊を伴う居場所の確保の検討	人権男女共同参画課 とちぎ男女共同参画センター

（３）相談支援

・支援対象者が安心して相談できるよう、本人の意思を尊重し、一人ひとりの状況やニーズに寄り添った相談支援を推進します。

・とちぎ男女共同参画センター、広域健康福祉センター（県東・県南・県北）をはじめとする相談機関において、複雑化・多様化する相談に適切に対応できる体制の充実を図ります。また、カウンセリングや法律相談など専門的な支援を必要とする場合には、弁護士や公認心理師等による相談につなげるとともに、必要に応じて関係する専門機関を案内します。

・外国人、障害のある人、高齢者、性的マイノリティの人など、それぞれの状況に応じた相談支援が行えるよう、市町、健康福祉センター、精神保健福祉センター、障害者総合相談所、医療・福祉機関、地域包括支援センター、（公財）栃木県国際交流協会、とちぎにじいろダイヤル等と連携し、相談しやすい環境づくりに努めます。また、外国人相談者に対しては、関係機関などと連携しながら通訳の確保に努め、母国語による相談支援を進めます。

・女性相談支援員や相談支援に携わる職員等に対しては、支援対象者への理解を深めるとともに、相談対応力の向上を図るための研修を実施します。また、相談支援に関する情報交換や事例検討を行う体制を整備し、支援の質の向上に努めます。

・市町における相談体制の充実に向けて、担当者等を対象とした研修を実施するとともに、国や関係機関等が実施する研修等に関する情報提供を行います。また、配偶者暴力相談支援センターの設置促進に向けて必要な情報提供や支援を行います。

・支援対象者の安全確保に向け、とちぎ男女共同参画センター、市町、配偶者暴力相談支援センター及び警察において、保護命令制度に関する情報提供や相談支援を行います。また、制度の円滑な利用が図られるよう関係機関が連携するとともに、保護命令発令後においても支援対象者の安全確保に努めます。

・警察においては、専門的知識を有する職員による対応を行うとともに、支援対象者の意向や状況に配慮した相談環境の整備に努めます。また、再被害の防止に向けた支援を行うほか、とちぎ男女共同参画センターや健康福祉センター、各市福祉事務所などの関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援につなげます。

・様々な困難や課題を抱える人へのきめ細かな相談支援が行えるよう、豊富な支援実

績を有する民間団体との連携を図ります。

・性犯罪・性暴力被害者からの相談については、専門的な対応が必要であることからとちエールなどの専門機関と連携し、支援対象者の状況に応じた支援を行います。

主な施策	主な関係課室
女性のための相談窓口の設置	とちぎ男女共同参画センター 広域健康福祉センター（県東・県南・県北）
女性のための法律相談窓口の設置	とちぎ男女共同参画センター
女性のためのカウンセリングルームの設置	とちぎ男女共同参画センター
DV 相談窓口の設置	とちぎ男女共同参画センター 広域健康福祉センター（県東・県南・県北） （警）県民広報相談課 （警）県内各警察署
保護命令制度や警察本部長等の援助に関する支援（情報提供含む）	とちぎ男女共同参画センター 広域健康福祉センター（県東・県南・県北） （警）県内各警察署
SNS 相談窓口の設置（困難を抱える女性 LINE 相談@とちぎ）（再掲）	人権男女共同参画課
予期しない妊娠等に関する相談窓口の設置（にんしん SOS とちぎ）	一般社団法人栃木県助産師会 （こども政策課）
ひとり親家庭のための相談窓口の設置	母子家庭等就業・自立支援センター（こども政策課）
男性のための相談窓口の設置	とちぎ男女共同参画センター
性的マイノリティに係る相談窓口の設置（とちぎにじいろダイヤル）	人権男女共同参画課
精神保健福祉に係る相談窓口の設置	健康福祉センター 精神保健福祉センター
障害のある人のための相談窓口の設置	障害者総合相談所
性犯罪・性暴力被害者のための相談窓口の設置	とちエール（人権男女共同参画課） （警）県民広報相談課
通訳確保の協力	公益財団法人栃木県国際交流協会（県民協働推進課）
外国人のための相談窓口の設置	公益財団法人栃木県国際交流協会（県民協働推進課）
女性支援業務関係職員研修の実施	とちぎ男女共同参画センター

主な施策	主な関係課室
配偶者暴力相談支援センター職員研修の実施	とちぎ男女共同参画センター

（４）一時保護

・困難な問題を抱える女性や DV 被害女性の安全を確保し、心身の回復と自立に向けた支援を行うため、本人の意思を尊重しながら、一人ひとりの状況に応じた適切な一時保護を実施します。

・一時保護に当たっては、警察、市町、関係機関等と連携し、本人の安全確保を最優先に、迅速な対応に努めます。また、DV 被害女性をはじめ、秘匿性の確保が必要な女性や同伴児童等を伴う女性など、それぞれの状況に応じて、本人の同意を原則とした一時保護や一時保護委託を実施します。

・一時保護委託については、本人の事情や意向、家族構成、同伴児童等の有無等に応じた柔軟な対応ができるよう、民間団体や母子生活支援施設等の関係機関と連携し安全で安心な保護環境の確保に努めます。

・一時保護所においては、入所者が安心して生活し、心身を休めることができるようプライバシーの確保や安全対策、感染症対策を実施し、保護環境の整備を進めます。また、入所時には保護期間中の生活や支援内容について説明するとともに、自立に向けて活用できる制度や必要な手続に関する情報提供を行い、不安の軽減に努めます。

・一時保護期間中は、本人の意思や状況を踏まえながら関係機関と連携して支援方針を検討し、自立に向けた支援を行います。また、退所後も継続的な支援が必要な場合には、相談機関や市町等へ適切に引き継ぎ、切れ目のない支援の実施に努めます。

・未成年者を伴う一時保護の場合は、必要に応じて女性相談支援センターと児童相談所が連携し支援を行います。

・なお、DV や性暴力被害者については性別を問わず相談支援等を実施しますが、現在の一時保護体制では主に困難な問題を抱える女性及び DV 被害女性を対象としています。今後、DV・性暴力被害男性やトランスジェンダー女性等の安全確保のあり方について、関係機関との連携のもと、適切な支援方策や一時的な避難先の確保の手法について検討を進めます。

主な施策	主な関係課室
関係機関と連携した一時保護体制の確保	とちぎ男女共同参画センター 広域健康福祉センター（県東・県南・県北） （警）人身安全少年課
状況に応じた一時保護（委託含む）の実施	とちぎ男女共同参画センター
一時保護期間中の入所者に対する支援（心理的、就労、同行、生活支援等）	とちぎ男女共同参画センター

主な施策	主な関係課室
一時保護期間中の同伴児童等に対する支援（心理的、保育、学習支援等）	とちぎ男女共同参画センター 児童相談所
入所者の退所に係る支援 入所者の退所に係る支援	とちぎ男女共同参画センター 広域健康福祉センター（県東・県南・県北）
DV 等被害男性やトランスジェンダー女性等の支援のあり方の検討	人権男女共同参画課 とちぎ男女共同参画センター

（５）被害回復支援

・暴力や虐待、性暴力、差別、生活困窮、社会的孤立などの様々な困難を経験した人の心身の回復には、長期間にわたる支援が必要となる場合があります。そのため、被害や困難な状況によって傷ついた心身の回復を支援し、安心して地域で生活できるよう、一人ひとりの状況に応じた継続的な支援を実施します。

・一時保護所においては、入所者の心身の状態に応じて、心理的支援や健康支援などを実施します。また、必要に応じて医療機関の受診につなげるなど、心身の健康回復に向けた支援の充実に努めます。

・女性相談支援センター、女性相談支援員及び女性自立支援施設は、精神保健福祉センター、とちエール、児童相談所、健康福祉センター、市町、医療機関等と連携しそれぞれの専門性を活かした心身のケアを実施します。

・一時保護所を退所した後や、加害者と同居しているＤＶ被害者等を含む支援対象者が、地域において安心して生活を続けられるよう、継続的な相談支援や心理的支援を行います。本人の状況や意向に応じて、相談機関や医療機関等に関する情報提供を行うとともに、必要な支援につなげます。

・様々な困難な問題を抱える女性へのきめ細かな支援が行えるよう、民間団体と連携し、被害回復に向けた継続的な支援を実施します。また、民間団体等が実施する心理的支援に関する取組について情報提供を行い、支援対象者が必要な支援を受けられるよう努めます。

主な施策	主な関係課室
女性のためのカウンセリングルームの設置（再掲）	とちぎ男女共同参画センター
一時保護期間中の入所者に対する心理的支援（一部再掲）	とちぎ男女共同参画センター
一時保護期間中の同伴児童等に対する心理的支援（一部再掲）	とちぎ男女共同参画センター 児童相談所
精神保健福祉に係る相談窓口の設置（再掲）	健康福祉センター 精神保健福祉センター
とちエールにおける支援（医療的、捜査関連、心理的、伴走支援等）	人権男女共同参画課

主な施策	主な関係課室
犯罪被害者に対する心理的支援	くらし安全安心課 （警）県民広報相談課 公益社団法人被害者支援センターとちぎ
DV 被害者等に対する自立サポート事業の実施	とちぎ男女共同参画センター
DV 被害者等に対する自助グループの実施	とちぎ男女共同参画センター

（6）生活の場を共にすることによる支援（生活支援・権利回復支援）

・女性自立支援施設において、支援対象者が安心して生活できる環境や信頼できる人間関係の中で、安定した日常生活を送れるよう支援します。また、女性相談支援センターや関係機関と連携しながら、心身の健康回復や生活支援を行います。

・一時保護所退所後も継続した支援が必要な場合には、女性自立支援施設や母子生活支援施設と連携し、生活の場をともにしながら日常生活に関する支援を行うことで心身の負担軽減を図るとともに、本人の意思を尊重した権利擁護や自立に向けた支援を推進します。

主な施策	主な関係課室
女性自立支援施設入所者に対する支援（心理的、就労、同行、生活支援等）	とちぎ男女共同参画センター

（7）同伴児童等への支援

・困難な問題を抱える女性や DV 被害女性に同伴する児童等が、安全で安心して生活できるよう、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。

・一時保護所等においては、同伴児童等に対し、保育支援員による保育や学習支援員による学習面のサポートを実施します。

・母子分離が起こらないよう、親子がともに生活できる民間団体や母子生活支援施設と連携した支援を行います。

・中学生以上の同伴男児がいる場合には、児童の状況や家庭環境に応じて、民間団体への一時保護委託を活用するほか、児童相談所と連携して支援を行います。

・DV と児童虐待は密接に関連していることから、同伴児童等の安全確保等を図るため、児童相談所をはじめとする関係機関と連携し、状況に応じた支援を実施します。

主な施策	主な関係課室
状況に応じた一時保護（委託含む）の実施（再掲）	とちぎ男女共同参画センター
一時保護期間中の同伴児童等に対する支援（心理的、保育、学習支援等）（再掲）	とちぎ男女共同参画センター 児童相談所

（８）自立支援

・自立支援に当たっては、女性相談支援センター、市町、福祉事務所、公共職業安定所（ハローワーク）をはじめとする関係機関と連携し、生活再建に向けたきめ細やかな支援を実施します。

・就労支援については、本人の状況や意向を丁寧に聞き取り、就職活動に必要な情報提供や支援を行うとともに、とちぎジョブモールなどの関係機関と連携して就業機会の確保に向けた支援を行います。また、必要に応じて同行支援を行うなど、就労による自立に向けた支援の充実に努めます。

・住宅の確保に向けては、公営住宅の優先入居制度や住宅セーフティネット制度など各種制度の活用を促進するとともに、住宅確保に関する情報提供や関係機関との調整を行い、安定した生活基盤の確保を支援します。

・一時保護所退所後も継続した支援が必要な場合には、女性自立支援施設、県が確保するステップハウス、母子生活支援施設、民間団体が運営するステップハウス等への入所や利用について関係機関と調整し、自立に向けた生活環境の確保を支援します。

・生活の安定に向けては、生活保護や各種福祉制度の利用、健康保険や年金の手続、児童扶養手当をはじめとする各種支援制度の活用などについて情報提供や支援を行います。また、行政手続や法律相談等が円滑に進むよう関係機関と連携し、必要な支援につなげます。

・一時保護所を退所し地域生活への移行後においても、日常生活に関する相談支援等を継続的に行い、心身の負担軽減や権利擁護が図られるよう、関係機関や民間団体と連携した伴走支援に努めます。

・性暴力、性的虐待、性的搾取等の被害を受けた人については、被害からの回復過程に配慮しながら、心理的支援や同行支援を行うとともに、専門機関と連携し、自立に向けたきめ細かな支援を実施します。

・外国人、障害のある人、高齢者等に対しては、それぞれの状況や特性に配慮しながら、通訳の確保や関係機関との連携による支援を行うなど、安心して自立した生活を送ることができるよう支援します。

主な施策	主な関係課室
就業活動の情報提供	とちぎ男女共同参画センター 母子家庭等就業・自立支援センター（こども政策課） とちぎジョブモール（労働政策課）
DV 被害者や犯罪被害者等を対象とした公営住宅優先入居制度の活用	住宅課
女性を対象としたステップハウスの確保	人権男女共同参画課
生活保護制度の活用	地域福祉課

主な施策	主な関係課室
	各福祉事務所
住民基本台帳閲覧制限事務に係る支援措置の利用支援	とちぎ男女共同参画センター 広域健康福祉センター（県東・県南・県北） （警）県内各警察署
マイナンバー制度における不開示措置に関する情報提供	とちぎ男女共同参画センター 広域健康福祉センター（県東・県南・県北）
DV 被害者の保護に関する証明書の発行（医療保険関係、年金事務関係、母子及び父子並びに寡婦福祉法第６条第１項第３号関係、雇用保険関係など）	とちぎ男女共同参画センター 配偶者暴力相談支援センター
とちエールにおける支援（医療的、捜査関連、心理的、伴走支援等）（再掲）	人権男女共同参画課
外国人に対する支援（相談、心理的、法的支援）	県民協働推進課（公益財団法人栃木県国際交流協会）
障害のある人に対する支援（相談支援、障害者虐待対応等）	障害福祉課 障害者総合相談所

（９）アフターケア

・女性相談支援センターや女性自立支援施設は、女性相談支援員等と相互に連携しながら、一時保護所等退所後も本人の状況に応じた見守りや相談支援を行います。また、再び困難な状況に陥った場合には、できる限り早期に状況を把握し、必要な支援につなげられるよう努めます。

・地域での生活再建や自立した生活の継続を支えるため、市町、関係機関及び民間団体と連携し、支援調整会議等を活用した情報共有や継続的なフォローアップを行います。また、本人の状況や意向に応じて、相談機関、医療機関、福祉機関等の必要な支援につなげます。

・DV 被害者等については、加害者から「離れられない」又は「離れない」状況にある場合も含め、精神的な安定を維持しながら地域で生活できるよう、民間団体等と連携した継続的な心理的支援や相談支援を実施します。

・支援対象者が抱える課題の変化に応じて、就労、住まい、子育て、健康、法律問題など様々な分野の支援機関と連携し、切れ目のない支援の実施に努めます。

主な施策	主な関係課室
困難な問題を抱える女性への支援調整会議の開催（実務者会議、個別ケース会議）	とちぎ男女共同参画センター
DV 被害者等に対する自立サポート事業の実施（再掲）	とちぎ男女共同参画センター

主な施策	主な関係課室
DV 被害者等に対する自助グループの実施（再掲）	とちぎ男女共同参画センター

（10）再発防止

・DV 等の再発防止を図るためには、被害者への支援に加え、加害行為の防止に向けた取組を進めることが重要です。加害者への適切な働きかけは、新たな被害者を生まないための取組であるとともに、被害者の安全確保や安心した生活の実現にもつながることから、再発防止の視点に立った施策を推進します。

・県は、国の動向や先進自治体の取組を踏まえながら、DV 加害者プログラムについて、連携先となる民間団体や関係機関の把握・開拓を進めるとともに、本県における実施のあり方について検討を行います。

・DV や性暴力等を容認しない社会の実現に向けて、人権尊重やジェンダー平等の視点に立った教育・啓発を推進するとともに、若年層を含む県民に対し、対等で尊重し合う人間関係の重要性について理解促進を図ります。

主な施策	主な関係課室
DV 加害者プログラムの実施のあり方の検討	人権男女共同参画課
困難な問題を抱える女性や DV・性暴力等被害者のための相談窓口の啓発資材の作成及び周知（再掲）	人権男女共同参画課 とちぎ男女共同参画センター
民間団体と連携した高校等を対象とした出張セミナーの実施	人権男女共同参画課
DV やデート DV、性暴力防止に関する出前講座の実施	人権男女共同参画課 とちぎ男女共同参画センター
県民や支援者を対象とした「性暴力を考える講座」の開催	人権男女共同参画課

2　支援体制の充実

県は、女性支援事業の中核的な役割を担い、地域の実情や特性を踏まえながら、施策の検討・実施を進めます。また、支援対象者の状況に応じた段階的かつ重層的な支援を行うため、行政機関と民間団体がそれぞれの強みを生かし、連携して支援できる体制の充実を図ります。さらに、市町の取組状況を把握するとともに、市町への支援を行い、必要な施策の推進を促進します。

（１）三機関の連携体制

・女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センターとしての機能を有する。）、女性相談支援員、女性自立支援施設の三機関は、支援対象者への支援において中核的な役割を担っています。三機関が日常的な情報共有や意見交換を行い、相互に連携することで、支援対象者がその状況やニーズに応じた適切な支援を切れ目なく受けられる体制の整備を推進します。

・一時保護を経ずに女性自立支援施設へ入所する場合においても、施設の役割や生活

内容、入所後の支援について丁寧な情報提供を行うなど、三機関が連携しながら支援対象者の意思を尊重した支援を実施し、自立に向けた適切な支援につなげます。

〇三機関の役割

三機関	役割
女性相談支援センター	・支援対象者の立場に立った相談対応や、相談を行う機関の紹介 ・支援対象者及び同伴家族の安全確保・一時保護 ・心身の健康回復を図るための、医学的または心理学的な援助等 ・支援対象者の自立を促進するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助 ・施設の利用に関する情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助
女性相談支援員	・丁寧なヒアリングによるアセスメントを行い、支援対象者の意思決定を支援 ・必要に応じて、関係機関との連絡調整を実施 ・最も身近に相談できる支援機関に属する者として、支援への入り口の役割を果たすこと
女性自立支援施設	・困難な問題を抱える女性を入所させての保護 ・入所者の心身の健康回復を図るための医学的または心理学的な援助 ・自立の促進のための生活支援 ・退所者の相談援助 ・入所者が同伴した児童に対する学習及び生活支援

「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」を基に、要約・編集して作成

（２）支援調整会議及びDV防止対策ネットワーク会議

・県は、支援対象者が、それぞれの状況やニーズに応じた適切な支援を受けられるよう、女性相談支援センター、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、市町、警察、教育機関、とちエール、民間団体などの関係機関・団体で構成する「栃木県困難な問題を抱える女性支援調整会議」（以下「支援調整会議」）及び「栃木県配偶者暴力防止対策ネットワーク会議」（以下「DV防止対策ネットワーク会議」）を設置し、相互の連携強化を図ります。

・支援調整会議及びＤＶ防止対策ネットワーク会議では、支援に関する情報や課題の共有に加え、必要に応じて支援対象者の状況や支援上の課題について協議し、関係機関・団体がそれぞれの専門性や役割を生かしながら連携し、相談、保護、自立支援等の各段階において切れ目のない支援体制の充実を図ります。

・支援調整会議及びＤＶ防止対策ネットワーク会議は、関係機関・団体の連携体制の構築や支援に関する課題の共有等を行う代表者会議のほか、必要に応じて実務担当者会議を開催し、支援対象者の状況に応じた適切な支援につなげます。

・県は、市町における地域の実情や既存の会議体の運用状況を踏まえ、単独又は複数

市町による支援調整会議の設置や運営を支援し、地域における支援ネットワークの構築を促進します。

・支援調整会議等における情報共有に当たっては、個人情報の保護に十分配慮するとともに、法令等に基づく守秘義務を徹底し、支援対象者の安全確保と適切な支援の実施に努めます。

主な施策	主な関係課室
支援調整会議及びDV防止対策ネットワーク会議（代表者会議）の開催	とちぎ男女共同参画センター

（３）民間団体との連携体制

・県は、支援対象者への支援を効果的に実施するため、行政機関と民間団体がそれぞれの強みや専門性を生かしながら連携・協働する体制の充実を図ります。

・民間団体は、アウトリーチ支援、相談支援、自立支援、同行支援などの分野において豊富な経験や専門的な知見を有していることから、支援調整会議やDV防止対策ネットワーク会議等を通じて情報共有や意見交換を行い、相互の連携強化に努めます。

・民間団体と連携し、日中の一時的な居場所の運営を通じて支援対象者の早期の把握に努め、相談や支援につながりにくい人への支援の充実を図ります。

・一時保護所等退所後の生活再建や自立に向けて、各種相談支援や、日常生活に係る支援等について民間団体と連携し、支援対象者の心身の負担軽減や権利擁護に配慮した継続的な支援を行います。

・官民連携による支援をより効果的なものとするため、研修や情報提供、意見交換等を通じて相互理解を深めるとともに、民間団体の専門性が十分に発揮されるよう連携・協働を推進します。

主な施策	主な関係課室
困難な問題を抱える女性支援者等セミナーの開催（再掲）	人権男女共同参画課
支援調整会議及びDV防止対策ネットワーク会議（代表者会議）の開催（再掲）	とちぎ男女共同参画センター
関係機関連携会議の開催	人権男女共同参画課

（４）関係機関との連携体制

支援対象者への支援には、福祉、保健医療、子育て、住宅、教育、司法など多様な分野にわたる連携が必要です。そのため、県は、市町、児童相談所、警察をはじめとする関係機関や民間団体と緊密に連携し、支援対象者の状況やニーズに応じた切れ目のない支援の提供に努めます。

こうした連携を円滑に進めるため、県及び市町は、必要に応じて支援調整会議等を活用しながら、支援対象者の状況や支援方針等に関する情報共有を行い、それぞれの

役割や専門性を生かした継続的な支援体制づくりを推進します。

また、支援対象者に児童が同伴している場合や、支援対象者本人が児童福祉の支援対象である場合には、児童相談所や市町の児童福祉担当部門と連携し、適切な支援につなげます。さらに、性暴力、性的虐待、性的搾取等による被害を受けた人への支援については、とちエール等の専門機関との連携を強化し、心身の回復に向けた支援の充実を図ります。

○ 県の役割

・県は、市町における支援対象者への支援体制の充実を図るため、計画の策定や改定に必要な情報提供や助言等を行います。

・配偶者暴力相談支援センターの設置を検討する市町に対し、設置手続や運営に関する情報・ノウハウの提供等を行い、身近な地域における相談支援体制の充実を支援します。

・相談窓口や相談員の設置・拡充、庁内の連携体制の強化が図られるよう情報提供や助言を行うとともに、市町と連携しながら地域の実情に応じた支援体制の整備を促進します。

・支援対象者の中には、様々な事情から、市町の相談窓口の利用をためらう方もいるため、県は中核的な支援機関の役割として、市町や関係機関と連携しながら、安心して相談できる体制の確保に努めます。

・災害発生時においては、市町の避難所における DV や性暴力等の被害防止に関する注意喚起や相談窓口の周知を支援するとともに、支援対象者の安全確保の観点から避難者名簿の適切な管理について周知を行います。

○ 市町の役割

・市町は、住民に最も身近な基礎自治体として、相談対応、一時保護、自立支援及び各種福祉サービスの提供などを担い、支援対象者の状況に応じた支援を実施します。

・福祉、子育て、保健、住まい、教育等の関係部門が連携し、支援対象者の状況に応じた必要な制度やサービスにつなげるとともに、継続的な見守りや生活再建に向けた支援を行います。

・町においては、相談を受ける中で、一時保護の必要性が想定される場合には、その要否の判断に必要な情報の把握に努めるとともに、専門的な女性支援や一時保護につなぐ必要がある場合には、広域健康福祉センター（県東・県南・県北）や女性相談支援センターと連携し、速やかに必要な支援につなげます。

○ 児童相談所との連携

・DV や家庭内の問題は児童虐待と密接に関連する場合があることから、児童相談所と女性相談支援センター等との連携を強化し、支援対象者及び同伴児童等の安全確保と適切な支援に努めます。

・情報共有やケース検討を通じて相互理解を深めるとともに、市町の要保護児童対策地域協議会との連携を図り、DV と児童虐待の両方の視点から早期発見・早期

支援につなげます。

○ 警察との連携

・警察は、DV、ストーカー行為その他の暴力行為による被害の防止及び支援対象者の安全確保において重要な役割を担っています。県は、警察との連携のもと、支援対象者の安全確保を最優先に、相談、保護、自立支援を一体的に進めます。

・保護命令制度の利用に際しては、女性相談支援センターや市町等と連携しながら制度の周知や利用支援を行うとともに、保護命令発令後においても、関係機関と連携しながら支援対象者及びその家族等の安全確保に努めます。

○ 苦情等への適切な対応

・女性相談支援センター及び配偶者暴力相談支援センターに寄せられた苦情や意見等については、関係機関と連携しながら適切かつ迅速な対応に努めるとともに、支援の質の向上や業務改善に活用します。

主な施策	主な関係課室
困難な問題を抱える女性支援者等セミナーの開催（再掲）	人権男女共同参画課
支援調整会議及び DV 防止対策ネットワーク会議（代表者会議）の開催（再掲）	とちぎ男女共同参画センター
DV 対策担当者会議の開催	とちぎ男女共同参画センター
とちエール連携会議の開催	人権男女共同参画課

（５）人材育成・研修

・県は、支援対象者への支援に携わる女性相談支援センター職員、女性相談支援員、女性自立支援施設職員、市町職員、教職員、民間団体の職員等を対象に研修を実施し、専門的知識の習得及び資質の向上を図ります。

・とちぎ男女共同参画センターにおいて、女性支援業務に携わる職員等に対し、その経験年数や職務内容に応じた基礎研修や専門研修を実施し、複雑化・多様化する相談等に対応できる人材の育成に努めます。特に、新任の女性相談支援員等に対しては、女性支援や DV 被害者等支援に関する基礎的な知識や相談技術を習得できるよう研修を実施するとともに、国や関係機関が実施する研修に関する情報提供を行います。

・相談支援に携わる女性相談支援員等の代理受傷※１やバーンアウト（燃え尽き症候群）※２の防止、安全確保に努めるとともに、管理職等を対象とした女性相談支援員等のメンタルヘルスケアに関する研修を実施します。

※１ DV、性暴力被害等、相談者の被害体験を聴くことで、支援者自身に精神的・感情的な影響（鬱や不安感、落ち込み、物事への興味をなくすなど）が出ること。

※２ それまで人一倍活発に仕事をしていた人が、なんらかのきっかけで、あたかも燃え尽きるように活力を失ったときに示す心身の疲労症状のこと。主要症状として、心身の疲労消耗感のほか、人と距離をとり感情的接触を避ける、達成感の低下などが認められている。

主な施策	主な関係課室
女性支援業務関係職員研修会の開催（再掲）	とちぎ男女共同参画センター
配偶者暴力相談支援センター職員研修の実施（再掲）	とちぎ男女共同参画センター
県民や支援者を対象とした「性暴力を考える講座」の開催（再掲）	人権男女共同参画課
教職員を対象とした「性暴力について考える研修」の実施（再掲）	人権男女共同参画課 （教）教育政策課人権教育室
養護教諭２年目研修の実施（再掲）	人権男女共同参画課 （教）総合教育センター
スクールソーシャルワーカー研修の実施（再掲）	人権男女共同参画課 （教）学校安全課
スクールカウンセラー研修の実施（再掲）	人権男女共同参画課 （教）高校教育課
市町等女性支援行政主管課長会議（女性相談支援員の代理受傷やバーンアウト防止に関する研修を実施）の開催	人権男女共同参画課
女性相談支援員スーパーバイズ事業の実施	人権男女共同参画課

３　DV 被害等未然防止及び困難な問題を抱える女性への理解促進

（１）教育・啓発

・DV、性暴力、性的虐待、性的搾取等の女性に対する暴力や困難な問題を抱える女性への理解を深めるため、広報誌、ホームページ、SNS 等を活用した周知・広報や講演会、出張セミナーの実施など、多様な機会を通じて県民への教育・啓発を推進します。

・DV や性暴力等は重大な人権侵害であり、相手の同意のない性的な行為は性暴力に当たることや、親密な関係や婚姻関係の有無にかかわらず許されないものであるとの認識が広く共有されるよう、市町、関係機関、教育機関、民間団体等と連携し、家庭、地域、職場、学校など様々な場面において普及啓発を行います。また、ジェンダー平等や人権尊重の視点に立った意識啓発を推進します。

・「女性に対する暴力をなくす運動」期間をはじめとする様々な機会を捉え、女性に対する暴力の根絶に向けた集中的な広報・啓発を実施するとともに、DV 被害者等地域支援サポーターの活動を通じて、身近な地域における理解促進を図ります。

・若年層に対しては、自己及び他者の人権を尊重する意識を育むとともに、対等な人間関係の構築や男女共同参画への理解を深めるため、教育委員会や学校等と連携し発達段階に応じた教育・啓発を推進します。

・デート DV、性暴力、性的虐待、性的搾取等の防止に向けて、とちエール、教育機関、民間団体等と連携し、出張セミナーや講話、啓発資材の配布等を実施します。また、若年層に対して被害者にも加害者にも傍観者にもならないための知識や適切

な行動について学ぶ機会を提供するとともに、学校における「生命（いのち）の安全教育」の推進を通じて、早い段階からの予防教育の充実を図ります。

・外国人、障害のある人、高齢者等に対しては、それぞれの特性や状況に配慮した広報・啓発の方法等について検討を行い、支援制度や相談窓口に関する情報が必要な人に確実に届くよう努めます。

・DV や性暴力等の未然防止を図るため、加害行為を容認しない意識の醸成に努めるとともに、子どもの面前で行われる DV が児童虐待に当たることについても周知・啓発を行います。

・性別を問わず、性や健康に関する正しい知識の普及と健康意識の向上を図るため、教育機関や関係機関等と連携しプレコンセプションケアの普及啓発を推進します。また、妊娠・出産を含めたライフデザインや将来の健康について主体的に考えることができるよう、学習機会や情報提供の充実を図ります。

主な施策	主な関係課室
困難な問題を抱える女性や DV・性暴力等被害者のための相談窓口の啓発資材の作成及び周知（再掲）	人権男女共同参画課 とちぎ男女共同参画センター
民間団体と連携した高校等を対象とした出張セミナーの実施（再掲）	人権男女共同参画課
DV やデート DV、性暴力防止に関する出前講座の実施（再掲）	人権男女共同参画課 とちぎ男女共同参画センター
県民や支援者を対象とした「性暴力を考える講座」の開催（再掲）	人権男女共同参画課
女性に対する暴力をなくす運動期間（11 月 12 日～25 日）における暴力の根絶に関する啓発活動の実施	人権男女共同参画課 とちぎ男女共同参画センター
若年層の性暴力被害予防月間（４月）における性暴力の防止等に関する啓発活動の実施	人権男女共同参画課 とちぎ男女共同参画センター
「プレコンセプションケアセンターとちぎ」におけるプレコンセプションケアの普及の推進	こども政策課
「生命（いのち）の安全教育」の推進	（教）教育政策課人権教育室

（２）調査研究等の推進

・県は、支援対象者を取り巻く課題の把握に努めるとともに、国等が実施する調査研究や先進的な取組に関する情報の収集を行い、施策の検討や支援の充実に活用します。

・女性相談支援センターを中心に、支援に関する事例研究等を行うとともに、相談状況や支援ニーズの変化、多様化・複雑化する課題を把握し、支援対象者の実情に応じた施策の推進につなげます。

・調査研究等により得られた知見や国の制度改正、支援に関する最新の情報については、市町、関係機関及び民間団体等へ情報提供を行い、地域における支援体制の充

実を図ります。

第３章　その他重要事項

１　基本計画の見直し

基本計画の見直しに当たっては、見直し前に、基本計画に定めた施策の評価を関係者の意見を聴取すること等により行い、当該評価により得られた結果をもとに、基本計画の見直しを行うこととします。

第４章　資料編

１　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和４年法律第52号

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
第三章　女性相談支援センターによる支援等（第九条―第十五条）
第四章　雑則（第十六条―第二十二条）
第五章　罰則（第二十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条　困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一　女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二　困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三　人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条　国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条　厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二　困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三　その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3　厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4　厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第八条　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二　困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三　その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章　女性相談支援センターによる支援等

（女性相談支援センター）

第九条　都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3　女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一　困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二　困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三　困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四　困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五　困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4　女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5　女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6　女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7　第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9　第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10　女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11　前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）

第十条　女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

（女性相談支援員）

第十一条　都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2　市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3　女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）

第十二条　都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とす

る施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2　都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3　女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第十三条　都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2　市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第十四条　民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条　地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2　支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3　支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4　関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5　次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一　国又は地方公共団体の機関　当該機関の職員又は職員であった者

二　法人　当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三　前二号に掲げる者以外の者　支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6　前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章　雑則

（教育及び啓発）

第十六条　国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2　国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十七条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第十九条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十条　都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

一　女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二　女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三　都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四　都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五　都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六　第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2　市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3　市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

第二十一条　都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2　都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第二十二条　国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2　国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一　都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二　市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3　国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章　罰則

第二十三条　第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定　公布の日

二　附則第三十四条の規定　この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三　略

四　附則第三十六条の規定　この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条　政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2　政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条　厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2　前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

第十条　婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条　旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）

第三十八条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（令和四年六月一五日法律第六六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第七条、第八条及び第十七条の規定　公布の日

（罰則に関する経過措置）

第十六条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十七条　附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則　（令和四年六月一七日法律第六八号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五百九条の規定　公布の日

２　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年法律第 31 号
最終改正：令和８年法律第 46 号

目次
前文
第一章　総則（第一条・第二条）
第一章の二　基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
第二章　配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）
第三章　被害者の保護（第六条―第九条の二）
第四章　保護命令（第十条―第二十二条）
第五章　雑則（第二十三条―第二十八条）
第五章の二　補則（第二十八条の二）
第六章　罰則（第二十九条―第三十一条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章　総則

（定義）

第一条　この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

２　この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

３　この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二　内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

３　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

４　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

２　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

３　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

４　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５　主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章　配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条　都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

２　市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

３　配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一　被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二　被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三　被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四　被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五　第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六　被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

４　前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

５　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

６　配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第四条　女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第五条　都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第五条の二　都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

２　市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

３　協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

４　協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

５　協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第五条の三　協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第五条の四　前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章　被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条　配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

２　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

３　刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

４　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の

利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条　配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条　警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二　警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条　配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二　前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章　保護命令

（接近禁止命令等）

第十条　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

２　前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一　面会を要求すること。

二　その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三　著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四　電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。

五　緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をすること。

六　汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七　その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八　その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九　その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十　その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3　第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4　第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5　前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6　第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一　電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二　前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条　接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2　接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一　申立人の住所又は居所の所在地

二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

３　退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
一　申立人の住所又は居所の所在地
二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
（接近禁止命令等の申立て等）
第十二条　接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
一　配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）
二　前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
三　第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
四　第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
五　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容
ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
２　退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
一　配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）
二　前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
三　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容
ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
３　前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。
（迅速な裁判）
第十三条　裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
（保護命令事件の審理の方法）
第十四条　保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
２　申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
３　裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。
（期日の呼出し）
第十四条の二　保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。
２　呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）
第十四条の三　保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。
（電子情報処理組織による申立て等）
第十四条の四　保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。
2　前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
3　第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
4　第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
5　第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
6　第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。
（保護命令の申立てについての決定等）
第十五条　保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
2　保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
3　保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
4　保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターがニ以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
5　保護命令は、執行力を有しない。
（即時抗告）
第十六条　保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
2　前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
3　即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
4　前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
5　前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
6　抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
7　前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
8　前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
（保護命令の取消し）
第十七条　保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、

当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2　前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3　三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4　裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5　第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6　第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7　第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

（退去等命令の再度の申立て）

第十八条　退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2　前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条　保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条　削除

（民事訴訟法の準用）

第二十一条　この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	
前条の規定による措置を開始した	
裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた	
第百十二条第一項ただし書	
前条の規定による措置を開始した	
当該掲示を始めた	
第百十三条	
書類又は電磁的記録	
書類	
記載又は記録	
記載	
第百十一条の規定による措置を開始した	
裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた	
第百三十三条の三第一項	
記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	
記載された書面	
当該書面又は電磁的記録	
当該書面	
又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	
その他これに類する書面	
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	
方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	
方法	
第百六十条第一項	
最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	
調書	
第百六十条第三項	
前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	

調書の記載について
第百六十条第四項
第二項の規定によりファイルに記録された電子調書
調書
当該電子調書
当該調書
第百六十条の二第一項
前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容
調書の記載
第百六十条の二第二項
その旨をファイルに記録して
調書を作成して
第二百五条第三項
事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項
事項
第二百十五条第四項
事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項
事項
第二百三十一条の三第二項
若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する
又は送付する
第二百六十一条第四項
電子調書
調書
記録しなければ
記載しなければ

（最高裁判所規則）

第二十二条　この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章　雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条　配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

２　国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十七条　都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一　第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二　第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三　第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四　第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

２　市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条　国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

２　国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一　都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二　市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二　補則

（この法律の準用）

第二十八条の二　第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）

	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条のニ、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条のニ並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条のニに規定する関係を解消した場合

第六章　罰則

第二十九条　保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条のニの規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条　第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条　第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条のニにおいて読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条のニにおいて準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条　この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

栃木県生活文化スポーツ部人権男女共同参画課
〒320-8501　宇都宮市塙田 1-1-20
電話　028-623-3601
E-mail　joseishien@pref.tochigi.lg.jp
https://www.pref.tochigi.lg.jp/index.html